第8回 制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料 ~小売全面自由化に係る詳細制度設計について~

平成26年9月18日(木)

1. 発電事業者について (前回WGの続き)

論点1.

「経済産業省令で定める要件」について (前回WG 資料6-1 論点3の続き)

論点2.

発電事業者の提出する供給計画について

論点3.

発電事業者の会計整理について

(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(前回WGでの意見)

- 前回制度設計WGにおいて、その発電量の内、一部でも小売電気事業等の用に供している発電設備については、発電事業の 規模要件の該当を判断するための発電設備としてカウントすることとしていたところ、自家消費が主目的となっている発電設備 を保有する事業者まで、発電事業者として規制する必要はないのではないかという意見が示された。
- また、発電事業の規模要件について、「事業者単位で合計した値が1万kW以上」とすることが妥当との意見も示されたところ。

第7回WGにおける発電事業に関連した御発言

(大口自家発懇談会 添木オブザーバー)

小売電気事業等の用に供するための電気を発電する事業、つまり発電事業の解釈についてですが、<u>これはあくまで売電を主目的としている発電事</u>業者に適用していただいて、自家消費が主目的となっている自家発電に対しては、適用すべきではないのではないかと感じております。

と申しますのは、31ページでございますが、発電事業者になることにより求められることとして、供給命令に従う条務や供給計画の提出義務等が発生しますが、自家発の場合、供給電力に該当する余剰電力はあくまで本業の生産工程で必要な自家消費電力次第になってまいります。余剰ですので。したがって、生産計画で決まると言ってよいと思いますけれども、余剰電力が、先ほどお話ししたとおり6%程度しかなくて、また供給計画の対象期間が10年と長期間であることを踏まえると、どこまで有意な計画が立てられるのか疑問を感じております。

供給計画では、発電事業者にその燃料計画明細書を提出することを想定しておりますけれども、生産工程で発生する副生エネルギーを計画値として 記載することは、実務的に難しいのではないかと感じております。

さらに、<u>会計整理義務も課せられますけれども、副生エネルギーのコストの扱いが一様でなくて、その点からも混乱を招く可能性があるのではないか</u>と感じております。

今回の法改正では、32ページ以降でございますが、<u>特定自家用電気工作物設置者という新しいカテゴリーができましたので、自家消費が主目的に</u>なっている自家発電については、発電事業者というよりはこちらの枠組みで必要な取組を取りまとめていただいたほうが、混乱を招かない実効性のある制度になるのではないかと感じております。

(風力発電協会 祓川オブザーバー)

風力発電の現状についてご報告させていただきたいということでございます。

経産省さんのほうでおまとめになった総発電規模のうち97.1%以上を確保ということで、風力発電協会内の事業者等について調査した結果、日本で10キロワット以上の発電所は414カ所あって、そのトータルが2,707メガワット。それに対して1万キロワット以上の発電所となると96カ所しかなくて、そのトータルの発電容量が2,156メガワット。発電所単体で考えますとトータルのカバーが日本全体で2,707メガワットで、ちょっと数字を羅列してわかりづらいかもわかりませんけれども、79.6%になる。一方、グループとして、1社が何カ所でも風力発電をして1万キロワット以上の規模ということになりますと、事業者数は42社あって、そのカバーしている容量が2,467メガワットになりまして、日本全体の2,707メガワットの中の91.1%になる。

そういうことから、<u>単体の発電所ごとで考えるのではなくてグループで考え、その場合に90%以上カバーできる1万キロワット以上とすることが妥当で</u>はないかという発言でございます。

(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(見直し案)

- 〇前回WGにおける意見を踏まえ、主に自家発自家消費のために発電設備を維持・運用する事業者に一定の配慮措置を講ずる観点から、 以下の3つの要件のいずれをも満たす発電設備(系統への連系点単位で捕捉。以下同じ。)について、発電設備ごとの託送契約上の同 時最大受電電力(同時に逆潮可能な電力の値)を事業者単位で合計し、その値が1万kWを超える事業者を発電事業者とすることとして はどうか。
 - ①当該発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)。 [P.5参照] ※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
 - ②当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費量等を除く)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が 5割を超えることが見込まれること(※)(自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。)。 [P.6参照] ※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれること。
 - ③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。「P.7参照]
- 〇なお、こうした要件に該当しない電源であっても、系統に接続しており、かつその発電設備の発電容量が1000kW以上である場合には、特定自家用電気工作物(以下「特定自家発」という。)に該当することになり、国による供給勧告の対象となりうることから、安定供給確保に大きな支障はないものと考えられる。

要件①

託送契約上の

_____同時最大受電電力 発電設備の発電容量 > 50%

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件②

> 50%

系統への逆潮流量 - 特定供給等分

総発電量一所内消費量

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

要件③

発電設備の発電容量 ≥1000kW

※なお、ある発電設備が要件①~③を満たすかどうかを判断するにあたっては、 系統への連系点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

改正雷気事業法 抜粋

(定義)

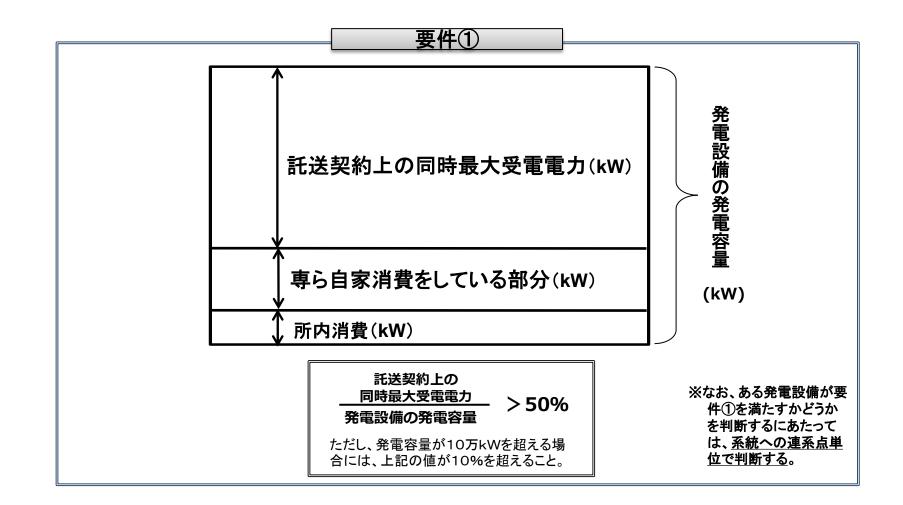
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一~十三 (略)

十四 発電事業 <u>自らが維持し、及び運用する</u>発電用の電気工作物を用いて<u>小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業</u>であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が<u>経済産業省令で定める要件</u>に該当するものをいう。

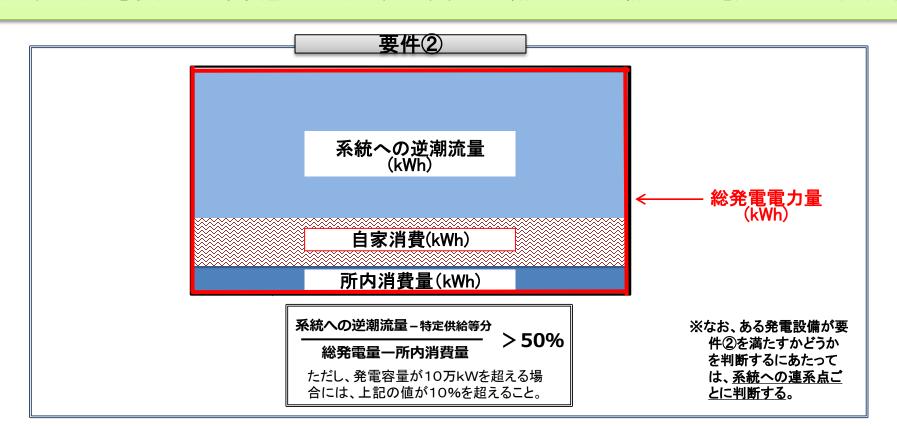
十五~十八 (略)

- 〇発電事業の規模要件の該当を判断する際にカウントする発電設備の要件として、「当該発電設備の発電容量(kW)に占める託 送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)」を要件①とする。
- ※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることとする。(10万kW以上の場合に要件の値を変更しているのは、発電容量が大きい発電設備については、系統への逆潮流を行う割合が低い場合でも、系統に与える影響が比較的大きいと考えられるため。)
- 〇これにより、例えば、発電容量が5万kWであって、託送契約上の同時最大受電電力が2万kWである発電設備のみを維持・運用する事業者などは発電事業者に該当しないこととなる。



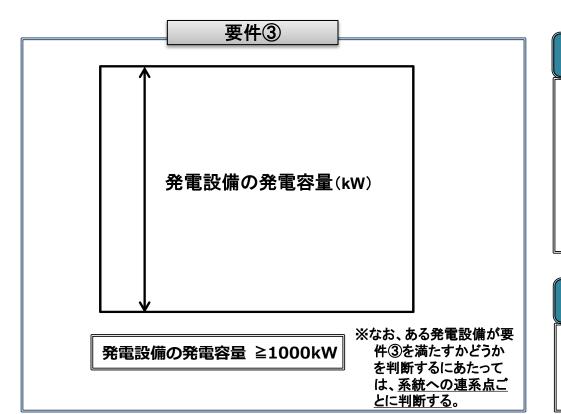
(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(カウントする電源の要件②)

- 発電事業の規模要件の該当を判断する際にカウントする発電設備の要件として、「<u>当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)</u> (所内消費量等を除く。)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が5割を超えることが見込まれること(※)」を要件②とする。
- ※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれることとする。(10万kW以上の場合に要件の値を変更しているのは、発電容量が大きい発電設備については、系統への逆潮流を行う割合が低い場合でも、系統に与える影響が比較的大きいと考えられるため。)
- 〇これにより、例えば、発電容量が5万kWであって、年間の総発電電力量が1100万kWh、所内負荷等が100万kWh、系統への逆 潮流量が400万kWhとなることが見込まれる発電設備を維持・運用する事業者のように、発電容量が10万kW以下であって自家 発自家消費率が5割以上と見込まれる事業者は発電事業者に該当しないこととなる。
- 〇なお、発電事業は事前届出制であるが、要件②は年間の発電電力量の用途に係る要件であるため、届出時点では、「見込み」により要件の該当を判断することとなる。(この見込みが著しく不適当であり、故意に発電事業の届け出を行わなかったと認められる場合等には、発電事業の届出義務違反として、法第119条第7号の規定に基づき、罰則の適用を受けることもありうる。)



(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(カウントする電源の要件③)

- ○特定自家発の要件(電力系統と連系している1000kW以上の発電設備)に満たない発電設備の保有者まで、発電事業者として 捕捉する必要はないと考えられることから、発電事業の規模要件の該当を判断する際にカウントする発電設備の要件として、 「当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること」を要件③とする。
- 〇これにより、例えば、数kWや数十kW程度の小規模な太陽光発電設備を大量に維持・運用し、同時最大受電電力の合計が1万kWを超える事業者は発電事業者に該当しないこととなる。
- 〇また、同様の観点から、前回WG資料6-1の論点4において、法第27条の27第1項第3号に定める「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」については、一定規模以下の発電設備は対象にしないなどの緩和措置も検討すべきとしていたところ、特定自家発の要件に満たない1000kW未満の発電設備については届け出を求めないこととしてはどうか。



(参考)

第7回制度設計WG事務局提出資料6-1 P34より抜粋

- 〇このため、特定自家発の規模要件は可能な限り多くの者 が捕捉できるよう定めることが求められるが、他方で自家 発設置者に過度な負担となることのないように留意するこ とが必要。
- 〇上記の要請に鑑み、現在自家発半期報で捕捉している、 電力系統と連系している1000kW以上の発電設備を有する 者を、特定自家発設置者とすることとしてはどうか。

(参考)

第7回制度設計WG事務局提出資料6-1 P30より抜粋

〇第1項第3号に定める「発電事業の用に供する発電用の電 気工作物」については、一定規模以下の発電設備は対象 にしないなどの緩和措置も検討すべきではないか。

第7回制度設計WG事務局提出資料6-1より抜粋

〇発電事業者になることにより、以下のようなことが求められることとなる。

発電事業者に求められること

- ①経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ②供給計画の提出義務(発電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務)
- ③一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ④広域的運営推進機関への加入義務

加入に伴い、以下のようなことが必要となる。

- 〇会費の支払い
- 〇広域機関からの指示の対象
- ○発電計画等の情報提供義務
- 〇総会(年2回)への出席
- 〇諸事務手続き
- 5会計整理義務
 - ※具体的な会計整理の内容については、引き続き検討。なお、小規模事業者等については、過度な負担とならないよう一定の配慮を検討。
- ⑥償却命令の対象
 - ※現在、命令の対象となっているのは、一般電気事業者と卸電気事業者の一部のみであり、通常、償却命令が行われることは想定していない。
- ⑦国への諸届出(事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の承継・休廃止・解散時の届出)
- ⑧経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象
- ※なお、発電事業に該当するか否かにかかわらず、系統を利用する場合には、同時同量等のルールに従う必要がある。

(論点2)発電事業者の提出する供給計画について

〇前回WGでは、第2段階改正後のライセンス制における各事業者に提出を求める供給計画について、基本的考え型を示したところ。このうち、発電事業者の提出する供給計画について、今後具体的な様式やガイドラインの検討にあたっては、発電事業者の特性に配慮した形で検討を進めていく必要がある。

発電事業者の提出する供給計画の項目案(第7回 制度設計WG資料を一部修正)

発電	項目	現行様式	10年 (年度別)	翌年度(月別)	提出内容等
販売計画	電気の販売計画	_	0	0	販売先毎、その他等の内訳、供給力量合計値等
補修計画	発電・補修計画明細書(揚水・水力等)	様式34−1		0	停止電力、供給電力、補修時期等、(水力等は新規)
補修計画	発電・補修計画明細書(火力・原子力)	様式34-2,3		0	停止電力、供給電力、補修時期等
燃料計画	火力発電所燃料計画明細書	様式35	0	0	燃料種別・調達国別の調達量、燃料種別・発電所別の消費量 等
開発計画	発電所の開発計画書(長期含む)	様式32−5,7	0		出力、運転開始日等

〇発電事業者に求める供給計画は、上表を基本とするものの、以下の論点についてはより詳細な検討が必要と 考えられる。

論点①:発電計画・補修計画明細書について

論点②: 火力発電所燃料計画明細書について

論点③:発電所の開発計画書について

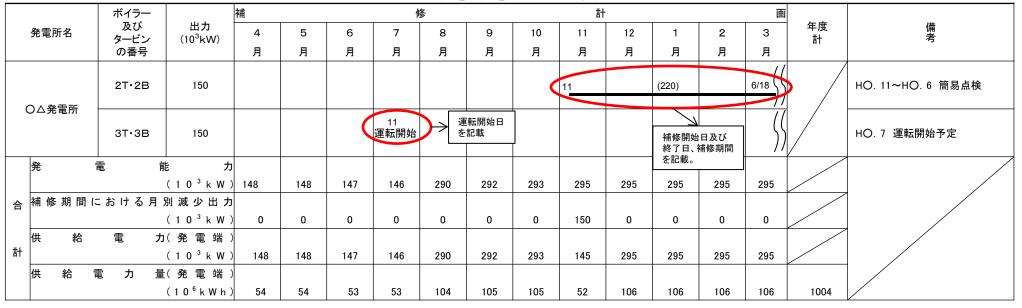
(論点2)発電事業者の提出する供給計画について

論点①:発電計画・補修計画明細書について

- 〇発電所の発電計画・補修計画については、どの発電所がどの期間に稼働するかを把握することにより、需給へ の影響を確認するという観点から、必要な情報。
- 〇このため、一般的な火力発電や原子力発電、再生可能エネルギーのうち地熱発電所や大型の水力、バイオマス発電等については、需給に大きな影響を与える発電設備(例えば設備容量で10万kW以上)について、発電・補修計画を求めることとしてはどうか。
- ※現行の一般電気事業者・卸電気事業者の供給計画においては、概ね10万kW以上の火力・原子力発電所の発電・補修計画が提出されている。
- ○ただし、太陽光や風力等、小型設備の集合体である発電設備や、離島の発電設備・内燃力発電等については、 全体の需給への影響が小さいことや、事業者の負担が著しく増大することも考慮し、詳細な補修計画の明細を 求める必要はないと整理してはどうか。

発電・補修計画のイメージ

火力発電所発電·補修計画明細書



(上三 廿日)

(論点2)発電事業者の提出する供給計画について

論点②:火力発電所燃料計画明細書について

- 〇火力発電所燃料計画は、需給バランスと合わせて、各発電事業者が、特に海外依存度の高い化石燃料を中心に、調達の計画や火力発電の燃料バランスを確認することにより、中長期・短期の各断面で調達の確実性やリスクを国・広域機関が把握するために必要な情報として、供給計画に位置づけることを予定。
- ○他方、再生可能エネルギーについては、火力発電と異なり、一般的に燃料使用がゼロ若しくは極めて少ないことから、原則として、燃料計画の記載を求める必要は無いのではないか。
- ※ただし、大型火力に一部混焼しているバイオマス分等については、必要に応じて供給計画とは別途情報収集することとしてはどうか。
- 〇自家消費分については、自家消費分の燃料の調達計画まで供給計画において情報を求める合理性に乏しい ことから、発電量のうち、自家消費分を差し引いた電力量に応じて、燃料使用量を按分して提出を求めることと してはどうか。
- 〇発電用に使用する化石燃料由来の副生燃料については、事業者間で燃料のやり取りをした場合や、所内でも 複数の燃料を由来とするなど、原料の特定が困難である場合には、原料ベースではなく、副生燃料ベースで計 画を求めることも認めてはどうか。

燃料計画のイメージ

様式第35	_ 第2表 火力	7発電	所燃	料計	画明	細書	_ (単	年月	<u> </u>
	燃燒方式	LNG火 力						!]		0.71
	発電所名	I	NG火 B		D	石油 E.	計	- - - I		合計
項目	78.G// F]]	"'] 	I I	l I	I I	! !
	発電用消費量(湿炭)(10 ³ t)			! !	}	l I	! !	l I] 	
石炭	平均発熱量(乾炭)(kJ/kg)			 	{	!	!	!	1	:
	湿分率(%)	-	 	 	[-		·	 !		-
重油	発電用消費量(10 ³ kl)	_		i – I	Γ-	Γ - I	,	 i	т — - 1	[]
	平均発熱量 (kJ/1)			<u> </u>	Γ-				r – - I	-
:	}	Ī	[!	})		I — — I		[]
:		Ī - ī	i – -	. – – !]	,	¦	! !	ı — — I	;
供給電力量(発	電端)(10 ⁶ kWh)	Ī	• — - !	+ !					ı — —	[]
利用率(%)	}	Ī	[T				. — — !	i	- 1
熱効率(%)			T	ı		!	 !	i		
総合重油換算	量(10 ³ kl)	[[!	+ !	
重油換算消費	率 (1/kWh)		_	I .	Γ-	_	i -	 I	+ I	

様式第●●	_	第●書	表	Ξ	引另	燃料調	達	計ī	画	書	(女别)
											位:10 ³ t)
項 目	年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
石炭(湿炭)	A B その他 未定 合計							/	/		
液化天然ガス : :	A B その他 未定 合計		./	/				/	/		

(論点2)発電事業者の提出する供給計画について

論点③:発電所の開発計画書について

- 〇発電所の開発計画については、需給への長期的な影響(長期の需給バランス等)や、発電所の立地の賦存状況を把握する上で必要な情報。
- ○小規模な発電設備も含めて、国全体またはエリア全体としての長期的な供給力の見通しを把握する観点からは、可能な限りの計画を把握することが望ましいが、過度に小さい発電設備や自家消費比率の高い発電設備は累積的な影響も小さいことから、4ページに示されている発電事業の要件①~③※を満たす発電設備について、計画を求めることとしてはどうか。
 - ※発電容量が1000kW以上、自家消費比率が一定以下等

~ == =r

開発計画のイメージ

発電所の開発等についての計画

区分	名 称 及び 設備番 号	所在地	種類	最大出力 (kW)	年間可能発電電力量 (10 ⁶ kWh) 又は所内率(%)	着工 年月	使用 開始 年月
_	○○3号系列 3-2号	〇〇県××市	LNG	10,000	2.6%	24-6	29-11
事中							
·	合 計						
着	該当なし						
着工準備中							
中	合 計						
その他	△△5号系列 5-1号	◇◇県△△市	石油	△20,000			29-8 廃止
他							

まとめ

〇ここまでの整理を踏まえ、発電事業者の供給計画については、下記のように事業や発電設備の特性に配慮した形での提出を求めることとしてはどうか。(さらに詳細な点については、省令または供給計画記載ガイドラインにおいて、記載方法等を規定する。)

	項目	10年 (年度別)	翌年度 (月別)	一般水力	揚水	火力	原子力	新エネ (バイオマス・地 熱)	新エネ (風力・太陽光)
販売計画	電気の販売計画	0	0	0	0	0	0	0	0
補修計画	発電·補修計画明細書(揚水·水力等) ^{※1}		0	0	0	_	_	0	_
補修計画	発電·補修計画明細書(火力·原子力) ^{※1}		0	_	_	0	0	_	_
燃料計画	火力発電所燃料計画明細書	0	0	_	_	0	_	_	_
開発計画	発電所の開発計画書(長期含む)**2	0		0	0	0	0	0	0

- ※1 設備容量ベースで10万kW以上の発電設備
- ※2 発電事業者の要件(発電容量が1000kW以上、自家消費比率が一定以下等)に該当する設備

(論点3)発電事業者の会計整理について

- 〇現行の電気事業法において、電気事業者(特定規模電気事業者を除く。)は、第34条の規定に基づき、電気事業の特性に応じた会計ルールである電気事業会計規則に基づき、財務諸表等を作成し、国に提出する義務が課せられている。
- 〇第2弾改正後の電気事業法においては、安定供給を担う重要な事業者である発電事業者に対し、会計整理義務が課せられる こととなる。
- 〇現在、電気事業会計規則による会計整理が義務づけられている一般電気事業者や卸電気事業者のような大規模な発電事業者については、電気事業の特性に応じた電気事業会計規則に基づき会計整理を行い、より適切に財務状況を確認することが必要となるが、小規模な発電事業者については、会計整理方法の変更による事業負担も鑑み、一般の会計原則に基づき作成した財務諸表の提出を可能とすることとしてはどうか。
- 〇また、<u>地方自治体等が行う発電事業については、一般の公会計ルールや公営企業会計ルールに基づき作成した財務諸表等</u> の提出を可能とすることとしてはどうか。

改正電気事業法 抜粋

(会計の整理等)

- 第二十七条の二 一般送配電事業者は、<u>経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照</u>表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、<u>前項に規定する財務計算に関する諸表を経済</u> 産業大臣に提出しなければならない。

(会計の整理等)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五**の規定は、発電事業者に準用する。**この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

2. 小売電気事業者に係る論点について

改正電気事業法 抜粋

(登録の申請)

- 第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業 大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
 - 三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項
 - 四 事業開始の予定年月日
 - 五 その他経済産業省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に 遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類**その他の経済産業省令で定める書類**を添付しなければならない。

論点1-(1)

「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」について

論点1-(2)

「その他経済産業省令で定める事項」について

論点1一(3)

「その他の経済産業省令で定める書類」について

(論点1)小売電気事業の登録について②

- 論点1-(1):「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」について
- 〇小売電気事業の登録に当たり、経済産業大臣は当該事業者が小売供給の相手方に必要な電気を供給する能力を備えていることを確認した上で、当該事業者は電気事業者となった後遅滞なく広域機関を経由して経済産業大臣に供給計画を届け出ることとしている。この供給能力確保の確認に当たっては新規参入を阻害しない観点から事業者に過度な負担を求めることにならないよう配慮が必要。
- 〇そうした観点から、小売電気事業の登録に当たっては、以下の事項を申請書に記載することとしてはどうか。
 - ①最大需要の見込み(kW)

小売供給の相手方の需要の規模、家庭用か産業用かといった需要の質によって契約kW数と最大需要の大きさは異なってくると考えられるため、個々の事情を踏まえた評価が必要(例えば、事業開始後1年間でどのくらいの最大需要を見込んでいるかを記載。)。

②最大需要の見込みに対する供給能力の確保の見込み

供給能力を確保する手段としては、1)自社電源によるもの、2)発電事業者との相対契約によるもの、3)卸電力取引所を通じたもの、4)その他(常時バックアップ契約、ネガワット取引等)、が考えられるが、それぞれについて見込んでいる供給能力を記載することを求める。

また、1)、2)及び、4)のうち常時バックアップ契約によるものについては、

- 確保する予定の電源の容量(kW)
 - ※ 1)については電源の場所、2)及び常時バックアップ契約については電源の調達先の記載も求める。
- 最大需要時期における供給能力の見込み(kW)

について求めることとしてはどうか。

(論点1)小売電気事業の登録について②

論点1-(2):「その他経済産業省令で定める事項」について

- 〇「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」を裏付ける説明を 下記のように記載することとしてはどうか。
 - ①「最大需要の見込み」の設定の考え方

例えば、下記のどちらかの推測方法による説明を記載することとしてはどうか。

- A) 過去の実績より推測(過去の実績に対して最大需要見込みを設定した考え方も併せて記載)
- B) 最大契約見込みより推測(最大契約見込みに対して最大需要見込みを設定した考え方も併せて記載)
 - ※ 契約kW数を算定できない地域においては、契約件数見込みを基に推測

(参考) 10電力の契約kW数と最大需要の関係(平成11年度)

(1.000kW)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
契約kW数 (注1)	7,941	20,358	72,244	35,483	7,261	38,195	15,494	7,711	20,753	1,539
最大電力 (注2)	,	14,430 (71%)	,	25,806 (73%)	•	30,710 (80%)	,	•	15,120 (73%)	1,401 (91%)

出所:電気事業便覧(平成12年度)

- (※) 平成12年度以降は、特定規模需要を除く契約kW数の情報しか公表されていないため、公表情報ベースでは比較不能。
- (注1)契約kW数は各社とも電灯を除いた値。なお、関西、中国、四国、沖縄では電灯の契約kW数を算定できない形の契約形態となっている。
- (注2)電灯も含めた最大電力値。最大電力に占める電灯を除いた値の割合は60~75%となる。

②最大需要の見込みに対する供給能力の確保の見込みの裏付け

論点1-(1)②に記載した供給能力の確保手段のうち、1)自社電源によるもの、2)発電事業者との相対契約によるもの、4)その他のうち常時バックアップ契約によるもの、については、下記の説明を記載することとしてはどうか。

- 風力発電や太陽光発電等の自然変動電源を利用する場合、供給能力の確保の見込みは適切か(L5評価(**)で供給能力を見込んでいる、蓄電池を供用している、バックアップ火力を確保している等)
 - (※)L5評価:1月のうち、出力の低い下位5日(L5)の平均を安定的に見込める出力として評価する手法

(続く)

- 〇電気の使用者の利益の保護のための体制が整備されていることを判断するため、小売供給の業務の方法や、小売供給 に係る料金その他の供給条件について、需要家からの問い合わせや苦情に対応できる体制が整備されていることの説明 を記載することにしてはどうか。
- 〇反社会的な事業を営むこと等により公共の利益を阻害しないかということを判断するため、小売電気事業の登録に当たり、当 該登録を申請する者が営んでいる事業を申請書に記載することとしてはどうか。

論点1-(3):「その他の経済産業省令で定める書類」について

- 〇小売電気事業の登録に当たり、当該登録を申請する者が小売電気事業者としての適格性を有するかを判断するため、申請書 に以下の書類等を添付することとしてはどうか。
 - ① 登録申請者の存在性を確認するための書類(登記事項証明書等)
 - ② 論点1-(1)の「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」を裏付ける書類(過去の需要実績を記した書類、自社電源の建設計画や発電事業者との契約書の写し等)
 - ③ 論点1-(2)の電気の使用者の利益の保護のための体制が整備されていることを説明する書類、又はこれから整備することを説明する書類(社内の組織図や業務規程、計画書等)

(論点2)小売電気事業の登録拒否要件について

- 〇改正法第2条の5第1項において小売電気事業の登録拒否要件が規定されているが、電気の使用者の利益の保護のため、同項第1号から第3号までに規定する者のほか、以下のような者からの登録申請は拒否すべきではないか。
 - ①「最大需要見込みの設定の考え方」が不適当であり、適切な最大需要が見込めていないと考えられる者
 - ②最大需要見込みに対して、供給能力の確保の見込みが不適切と認められる者
 - (例:1万kWの最大需要見込みに対して、出力の落ち込みへの対策(蓄電池等)なしに、1万kWの風力発電や太陽光発電等の自然変動電源のみによる供給能力の確保を見込んでいる者や、取引所の約定実績に対して過大な量の調達を取引所から見込んでいる者等)
 - ③その業務の方法について、電気事業法に基づく業務改善命令を受け、結果として小売電気事業の廃止があったものの、当該業務の方法について必要十分な対策を講じないまま(※)再度小売電気事業の登録申請を行った者
 - (※)業務改善命令に違反し刑に処せられ等してから2年を経過するまでの間は、必要十分な対策を講じた場合であっても同項第1号に基づき 登録は拒否。
 - ④需要見込みや契約見込みを持たずに登録申請を行う者
 - ⑤小売供給の業務の方法や、小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家からの問い合わせや苦情に対応 できる体制が整備される見込みがない等、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

改正電気事業法 抜粋

(登録の拒否)

- 第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書 若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録 を拒否しなければならない。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者
- 2 (略)

(論点3)小売電気事業の変更登録の免除について

- 〇小売電気事業者は、改正法第2条の3第1項第3号に掲げる事項(「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」(前述))について変更があった場合には、改正法第2条の6に基づき変更登録を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでないとされている。
- 〇以下の通り、変更登録を受けるべき変更事項を整理した上で、そのうち「供給能力の確保」に実質的な影響を及ぼさない軽微な変更事項については変更登録を不要としてはどうか。

変更登録を受けるべき変更事項

供給計画もある中、小売電気事業者の事務負担を最小限に留めるとともに、必要な供給能力を備えていない事業者については、適切に把握を出来るようにする観点から、

- ①最大需要の見込み(kW)
- ②最大需要の見込みに対する供給能力の見込み(kW)

これらの変更があった場合に変更登録を 求める。

※ 変更登録が認められた場合は、遅 滞なく供給計画も変更することとなる。

変更登録不要な軽微な変更事項

「変更登録を受けるべき変更事項」のうち、変更の規模が小さいもの

改正電気事業法 抜粋

(変更登録等)

第二条の六 小売電気事業者は、第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、**経済産業省令で定める軽微な変更**については、この限りでない。

2•3 (略)

- 4 小売電気事業者は、第二条の三第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 (略)

改正電気事業法 抜粋

(供給能力の確保)

- 第二条の十二 小売電気事業者は、<u>正当な理由がある場合</u>を除き、<u>その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供</u> 給能力を確保しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、<u>小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるとき</u>は、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

<u>論点4一(1)</u>

「その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力」について

<u> 論点4一(2)</u>

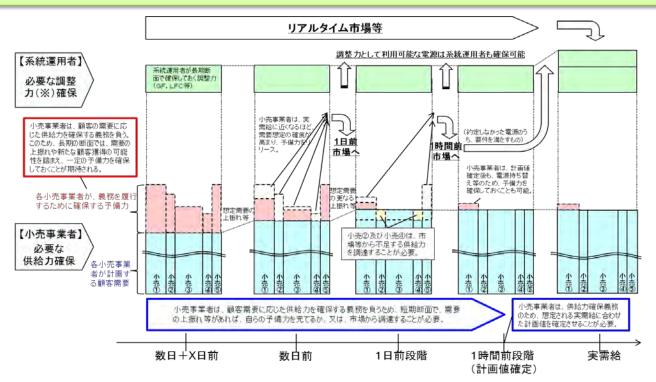
「小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるとき」について

(論点4)供給能力確保命令の発動要件について②

小売供給の相手方が安定的に小売供給を受けられる環境を整備するため、小売電気事業者は需要に応ずるための供給能力を確保すべき義務を負うとともに、当該義務が履行されない場合には経済産業大臣は当該小売電気事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる(供給能力確保命令を発動する)が、その際の論点は以下の通り。

論点4-(1):「その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力」について

- 〇小売の供給能力確保義務は、各小売事業者が自らの顧客需要に応じた供給能力を確保することにより、需要家の利益を守るもの。
- 〇このような観点から、「小売供給の相手方の電気の需要」とは、気温の変化等による需要の変動分も含めた最大需要のことであり、小売電気事業者はこれを上回る「供給能力」を確保することが求められる。(下記(参考)参照。)
- 〇すなわち、小売電気事業者が実需給断面において供給能力確保義務に対応するためには、通常想定される需要に対応する 供給能力に加え、需要の上振れ等の可能性に対応するための一定の供給予備力の確保が求められる。(需要の上振れ等に より供給能力が不足する場合には、市場等から追加的な供給能力を調達することが必要。)



(参考) 第2回制度設計WG(平成25年9月19日) 資料3-2事務局提出資料より 「小売事業者による供給力確保イメージ」

(※) 系統運用者による調整力は、周波数制御(GF,LFC)及び需給バランス調整(瞬動予備力、運転予備力)等に必要な供給力

- <u>論点4-(2):「小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、</u> 電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるとき」について
- 〇例えば、下記のような理由により、送配電事業者が、その補塡を行うため、大きな供給予備力の確保を余儀なくされ、託送料金の上昇を招き、結果として電気料金の上昇をもたらす場合や、停電を発生させる場合、又はこれらのおそれがある場合などとしてはどうか。
 - ① 毎日、定常的に、供給力不足を発生させていること
 - ② 短い時間であっても、極めて大きな供給力不足を発生させること
 - ③ 過去の実績や需要の性質に照らして、供給力の確保が十分でなく、実需給の段階で、供給力不足を発生させる蓋然性が高いと認められること
- ○ただし、エリア全体に十分な供給力が存在する中で、瞬間かつ一時的に、わずかな供給力不足を生じさせたとしても、「電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがある」とは認められないと考えられる。

改正電気事業法 抜粋

(供給条件の説明等)

- 第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約(以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。
- 2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、<u>経済産業省令で定める場合</u>を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を 得て、当該書面に記載すべき事項を**電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産** 業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

<u>論点5一(1)</u>

「当該小売供給に係る料金その他の条件」について

論点5一(2)

「経済産業省令で定める場合」について

<u>論点5一(3)</u>

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの」について

※みなし小売電気事業者が行う特定小売供給については適用対象外。

- 〇小売電気事業者等(注1)は小売供給を受けようとする者に対し、改正法第2条の13第1項に基づき、契約前に必要事項を説明しなければならない。(なお、契約変更に当たっては、小売供給を受ける者に対して、当該契約変更前に変更事項を説明する必要あり。)
 - (注1)小売供給を受けようとする者に対する説明義務は、当該小売供給契約の締結を代理等で行う者がいる場合は、当該代理等で行う者にかかる。
- 〇小売供給を受けようとする者が当該小売供給に係る条件を十分に理解をした上で契約することが望ましいため、当該必要事項 (「当該小売供給に係る料金その他の供給条件」(同項))については、以下の事項としてはどうか。
 - ①小売電気事業者等の名称
 - ②小売電気事業者等の住所・連絡先(電話及び郵便等による受付窓口や問い合わせに応ずる時間帯を含む。)
 - ③契約電力(kW)、契約電流及び供給電圧
 - ④供給開始日、契約期間、料金及びその支払方法
 - ⑤小売供給を受けようとする者が負担すべき費用(例:電気計器等の用品及び配線工事等の工事に係る費用等)がある場合には、その負担方法及び算定方法
 - ⑥④及び⑤の費用について、減免措置等の特例がある場合にはその特例適用期間や条件等
 - ⑦託送供給に関する事項(託送供給に必要な工事のための送配電事業者による需要家の敷地内への立ち入り等)
 - ⑧使用電力量の計量方法(検針日含む。)、料金調定の方法
 - ⑨小売供給契約の申込み方法及び契約の成立に関する事項
 - ⑩契約の延長に係る手続き方法
 - ①需要家からの申出による契約の変更・解除に係る手続き方法等(ペナルティ等需要家に不利益が生ずる場合にはその内容を含む。以下②についても同じ。)
 - ②小売電気事業者等からの申出による契約の変更・解除に係る手続き方法等
- ③電源の種類を商品特性として電気を販売する場合には、当該電源の種類(注2)
- (注2)固定価格買取制度における交付金の交付を受けている場合の取扱い等の詳細については次回の本WGにおいて御議論頂く予定。
- (4)(1)から(3)までのほか小売電気事業者等又は需要家の責任に関する事項があるときはその内容

電気通信事業者等は、電気通信役務の提供に関する契約の締結に当たっては、電気通信事業法に基づき当該電気通信役務に関する料金その他以下の事項の概要について、当該電気通信役務の提供を受けようとする者に対し説明しなければならないこととなっている。

(関連条項:電気通信事業法第26条、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第3項)

法第26条の規定による具体的な説明事項は、後でトラブルが生じないようにするために必要な重要事項という観点で、各号に規定している。

具体的には、

- (1)電気通信事業者の名称等
- (2)契約代理業者の場合は、契約代理業者である旨及び名称等
- (3) 電気通信事業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
- (4)契約代理業者の場合は、契約代理業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
- (5)電気通信サービス内容(名称、種類及び利用に係る制限がある場合には、その旨を含む。)
- (6)電気通信サービスの料金
- (7)上記(6)の料金以外に消費者が負担すべき経費があるときは、その内容
- (8)上記(6)及び(7)の料金等の無料又は割引キャンペーンの適用があるときは、その期間その他の条件
- (9)消費者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法
- (10)消費者からの申出による契約の変更又は解除に関する定めがあるときは、その内容((イ)解約期間の制限があるときは、 その旨、(ロ)違約金の支払いを要するときは、その旨、(ハ)解約時にレンタルモデム等の返却費用の支払いを要するとき は、その内容を含む。)

を定めている。

(以下略)

(出典)総務省総合通信基盤局「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」

- ○26ページのとおり、改正法第2条の13第1項に基づき、小売供給の契約前に小売電気事業者等は小売供給を受けようとする者に必要事項を説明しなければならないが、説明に当たり、当該小売電気事業者等は同条第2項に基づき、当該小売供給に係る料金その他の供給条件を記載した書面を合わせて交付しなければならない。
- 〇書面に記載すべき事項は、当該小売供給に係る契約を確実かつ安定的なものとするため、改正法第2条の13第1項に基づき 説明すべき必要事項と同一としてはどうか。
- ○ただし、例えば以下のように、小売供給を受けようとする者が不利益を被るおそれがない場合(=「経済産業省令で定める場合」)には、書面を交付することを免除してはどうか。
 - ①既に締結している小売供給契約について、当該小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、その内容の変更なく延長する場合
 - ②電話にて小売供給契約の申込みを受けた場合であって、口頭でのみ説明を行うことについて当該小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合(説明を行った後、遅滞なく、説明を行った事項を記載した書面をその者に交付する場合に限る。)

(論点5-(3))電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法であつて経済産業省令で定めるものについて

- ○26ページのとおり、改正法第2条の13第1項に基づき、小売供給の契約前に小売電気事業者等は小売供給を受けようとする者に必要事項を説明しなければならないが、当該契約をより確実かつ安定的なものとするため、当該小売電気事業者等は同条第2項に基づき、その必要事項を記載した書面を合わせて交付しなければならない。
- ○ただし、他業種においてもインターネットを通じた契約手法が導入されるなど、契約手法がIT化していることを踏まえ、当該小売供給を受けようとする者の承諾を前提に、当該書面の交付に代えて、
 - ①電子メールにより当該書面に相当する資料を送付する方法
 - ②当該小売電気事業者等のホームページ上から当該書面に相当する資料をダウンロードすることを可能とする方法
 - ③当該小売電気事業者等のホームページ上において当該書面に相当する情報の閲覧を可能とする方法
 - 等のほか、書面交付に相当する方法として、
 - ④フロッピーディスクやCD-ROM等の記録媒体を交付する方法
- ⑤当該小売電気事業者等が配布するカタログやパンフレット、ダイレクトメールなどの広告媒体に当該必要事項に係る説明を記載する方法

等によることを認める^(注)こととしてはどうか。

(注)上記のような書面交付に代わる方法で提供した後、小売供給を受けようとする者から改めて書面交付を求められた場合には応ずる必要がある。

電気通信事業者等は、電気通信役務の提供に関する契約の締結に当たっては、電気通信事業法に基づき当該電気通信役務に 関する料金その他の事項(詳細は27ページ参照。)の概要について、当該電気通信役務の提供を受けようとする者に対し説明し、さらに書面で交付しなければならないこととなっている。

ただし、書面交付については以下のような方法による代替措置が認められている。

(関連条項:電気通信事業法第26条、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第2項)

- ①電子メールに説明事項を記載して、これを消費者に送付することにより説明する方法
- ②インターネットのウェブページに説明事項を表示して、これを消費者の閲覧に供することにより説明する方法
- ③携帯電話インターネット接続及びPHSインターネット接続などの場合において、ウェブページに説明事項を表示して、これを消費者の閲覧に供することにより説明する方法
- ④フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付することにより説明する方法
- ⑤カタログ、パンフレット、ダイレクトメールなどの広告媒体に、説明事項を記載することにより説明する方法
- ⑥電話により説明する方法(遅滞なく、書面を交付(送付等)しなければならないこととする)

(出典)総務省総合通信基盤局「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を基に資源エネルギー庁作成。

改正電気事業法 抜粋

(書面の交付)

- 第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、<u>経済産業省令で定める場合</u>を除き、<u>遅滞なく</u>、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - 一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所
 - 二 契約年月日
 - 三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項
- 2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を 得て、当該書面に記載すべき事項を**電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産 業省令で定めるもの**により提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

論点6一(1)

「当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項」について

論点6一(2)

「遅滞なく」について

論点6一(3)

「経済産業省令で定める場合」について

<u>論点6一(4)</u>

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの」について

※みなし小売電気事業者が行う特定小売供給については適用対象外。

(論点6)小売供給契約締結後の書面交付について②

電気の使用者の利益を保護する観点から、小売供給を受けようとする者との間で小売供給に関する契約を締結した小売電気事業者等は、改正法第2条の14第1項の規定に基づき、契約内容に係る書面を当該小売供給を受けようとする者に交付しなければならない。当該書面を交付するに当たっての論点は以下の通り。

論点6-(1):「当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項」について

〇小売電気事業者等が小売供給を受けようとする者に対し、契約前に説明すべき必要事項(具体的な事項については論点5-(1)(26ページ)を参照。)を契約締結後に書面にて交付することとしてはどうか。また、停電時の問合せ等への対応円滑化のため、当該小売供給を受けようとする者の供給地点特定番号(対象供給地点を一意に特定する識別番号)を記載してはどうか。

論点6-(2):「遅滞なく」について

〇新築住宅等、新たな建物建築に伴う小売供給開始に当たっては、当該書面を契約締結直後に送付した場合、小売供給を受ける者の転居手続き等が済んでおらずに郵便物の戻りが発生する可能性があることから、当該小売供給を受ける者の状況や希望を踏まえた上で、遅くとも当該小売供給開始後初回の小売料金請求時までに交付することとしてはどうか。

論点6-(3):「経済産業省令で定める場合」について

- 〇当該書面は、軽微な契約内容変更や緊急的な措置を講ずる場合(=「経済産業省令で定める場合」)など、以下のような場合には交付を免除することとしてはどうか。
 - ①書面交付を省略することについて予め小売供給を受ける者から承諾を得ている場合であって、その内容が契約の軽微な変更にとどまる場合
 - ②既に締結している小売供給契約について、当該小売供給を受ける者の承諾を得た上で、その内容を変更なく延長する場合
 - ③災害その他の非常事態の発生時に、小売供給を受けようとする者の求めに応じて緊急の小売供給を行う場合

論点6-(4):「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの」について

〇小売供給契約時の需要家への書面交付と同様、他業種においてもインターネットを通じた契約手法が導入されるなど、契約手法がIT化していることを踏まえ、書面交付に代わる措置(詳細は29ページを参照。)を認めてはどうか。

改正電気事業法 抜粋

(業務改善命令)

- 第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、**電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき**は、小売電気事業者に対し、**電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において**、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

<u>論点7一(1)</u>

「電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」について

論点7一(2)

「電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において」について

(論点7)小売電気事業者に対する業務改善命令の発動要件について②

経済産業大臣は、小売電気事業者が電気事業法の規定に違反した場合(改正法第2条の17第2項及び第3項で規定)のほか、 同条第1項に基づき「電気事業の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認め るとき」には、「電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において」、当該小売電気事業者に対し、業務改善を命ずることができる。

この場合、改正法第2条の17第1項に基づく業務改善命令の発動要件及び発動限度としては以下の通りとしてはどうか。

<u>論点7ー(1):「電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」</u> について

- ○例えば、
 - ①供給契約を締結したにもかかわらず、正当な理由なく電気を供給しない、
 - ②電気供給関連施設の事故の復旧要請を受けたところ、それを一般送配電事業者に伝えない等適切な対応をしない、
 - ③解約の申出があったにもかかわらず応じない、
 - ④電気の使用者からの申出による契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約条項を定める、
 - 等といった電気の使用者の利益を直接的に阻害するケースのほか、
 - ⑤特定の競合相手を市場から退出させる目的で不当に安い価格で小売電気事業を行う、
 - ⑥一般送配電事業者に対し不当な手段を用いて託送供給業務を実施するに当たり自己に有利な取扱いをするようはたらきか ける、

等といった電気の使用者の利益を直接的に阻害するとまではいえないものの、電気事業の健全な発達に支障を来したり、電気事業の信頼性を損なうようなケースについても業務改善命令の発動を可能とする。

論点7-(2):「電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において」について

○論点7-(1)の①から④までのようなケースについてはもちろん、論点7-(1)の⑤及び⑥のようなケースにおいて電気事業の 健全な発達や電気事業の信頼性に悪影響を及ぼした結果、公共の利益を阻害するような事態に対応するために必要な業務 改善命令を発動することを妨げないこととする。

- 〇小売電気事業者は、改正法第2条の9第1項各号のいずれかに該当するときは、小売電気事業の取消処分を受けることとなる。
- 〇他方、当該小売電気事業者から小売供給を受けている電気の使用者にとっては、当該取消処分により突然電気の供給を受けられなくなることから、当該電気の使用者が被る不利益を十分斟酌した上で取消処分の判断をする必要がある。
- 〇具体的には、
 - ①虚偽の内容を登録するなど小売電気事業者の登録に当たり、不正があった場合(同項第2号)、
 - ②電事法等の規定に違反し罰金等の刑に処せられた者が、その執行を終えてから2年を経過しない場合(同項第3号)、 等のほか、
- ③正当な理由なく電事法に基づく業務改善命令に違反し電気事業の社会的信頼を損なう等、電気の使用者が被る不利益を十分斟酌してもなお、取消処分を行う必要があると認められる小売電気事業者による法律違反行為があった場合(同項第1号)、については小売電気事業者の取消処分を行うこととしてはどうか。

改正電気事業法 抜粋

(登録の取消し)

- 第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 2 (略)

3. 小売電気事業者による供給停止について

- 〇現在、需要家に未払いが生じた場合には、一般電気事業者は、電気の供給を停止する措置を行っているが、重要なライフラインである電気の供給停止にあたっては、需要家に配慮した対応が必要。特に生活的弱者への対応については、市町村等の福祉部局の対応が基本であるが、重要なライフラインを担う一般電気事業者に対しても協力を要請し、可能な限り対応しているところ。
- 〇小売全面自由化により、小売電気事業者としての登録を受けることにより、低圧需要家を含む全ての需要家に対し、電気の小売供給を行うことが可能となるが、多様な事業者の参入が見込まれるところ、全ての小売電気事業者に不払い等を理由とする一方的な供給停止*を行うことを認めてよいか、ということが論点となる。
- ※電気の供給を物理的に停止するのは託送供給を行う送配電事業者であるため、実際に行う場合には、小売電気事業者は送配電事業者に託送供給を停止するよう指示を行うこととなる。

現在、一般電気事業者が供給停止実施と併せて行っている 需要家への配慮措置の例

- ○電気料金の未払いが一定期間継続した場合には、供給停止実施の数日前に事前に予告通知。
- 〇現場出向により供給停止を行う際には、現場にて再度支払いを求め、支払われた場合には供給停止を中止。
- 〇供給継続の要望があれば、1Aブレーカーの取付等の対応(最低限の電気の供給を継続)。
- 〇需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合には、今後の支払計画について協議を行い、支払いの 見通しが立った場合には供給停止を延期。
- 〇供給停止を受けた需要家が未収料金の支払いを行った場合の供給再開の申出に関する受付は、深夜まで対応し、速やかに 供給再開を実施。

小売電気事業者による供給停止(事務局案)

- 〇小売自由化によって、新たに参入した多様な小売電気事業者が需要家への小売供給を行うことが想定されるが、他方で、ライフラインである電気の供給に係る需要家保護のレベルが自由化前に比べて劣ることがあってはならない。この点、従来、供給停止を担っていた旧一般電気事業者が引き続き供給停止を行うこととすれば、現行の需要家保護措置の確実な確保により需要家保護レベルを維持することが可能であることから、原則として、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者にのみ(※)、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認めることとしてはどうか。
 - ※なお、旧一般電気事業者の小売部門の自由料金メニューについては供給義務を負わないため、他の小売電気事業者とのイコールフッティングにも鑑み、供給停止を認めないこととするが、自由化前に契約済みの選択約款については、供給義務を前提として設定された供給条件であることから、旧一般電気事業者の小売部門に供給停止を認めることとする。
- ※高圧以上においても需要家保護の必要性に相違はなく、同様に考えられる(現在、高圧以上の自由化部門では、料金未収の場合等、需要家の同意がない特定規模電気事業者による供給停止は、託送供給約款に規定されていない。)。
- ○この場合、小売電気事業者は、需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる。
- ○こうした制度をとる場合、以下のような懸念が生ずることが考えられるが、それぞれ以下のように整理できるのではないか。

懸念(1)

- 小売電気事業者の債権回収手段が制限され、需要家による踏み倒しの増加や、小売電気事業者を渡り歩くような悪質な需要家が生ずるおそれがあるのではないか。
- →契約解除によって未収料金の拡大を防ぐことが可能であり、電気の安定供給を犠牲にした債権回収手段まで認める必要はないのではないか。また、 現在、携帯電話業界等で行われているように、小売電気事業者間で悪質な需要家の情報を共有すること等によって対応できるのではないか。

懸念(2)

- 小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加して しまうのではないか。
- →小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す(ガイドライン等を想定)こととしてはどうか。

縣念③

- 小売契約が解除され無契約状態となった場合には、電気の供給を受ける根拠を失うため、電気の供給が停止され、結局、ライフ ラインの確保が図られない事態が生じるのではないか。
- →小売電気事業者により契約が解除された場合であっても、特定小売供給約款又は最終保障供給約款への速やかな移行や一般送配電事業者による電気の供給停止の制限などの制度的措置により、電気の物理的な供給が直ちに停止することがないよう措置することとしてはどうか。 (詳細は今後検討)

4.	特定小売供給約	款(経過措置約	勺款)の料金	算定方法等に	こついて

論点1:特定小売供給約款(いわゆる経過措置約款)の料金算定方法について

- ◆小売全面自由化実施後も、旧・一般電気事業者の小売部門に対しては特定小売供給約款(経過措置約款)による電気の供給を義務付ける料金規制(経過措置)を課すこととしている。
- ◆自由化実施当初は、現行の供給約款を経過措置約款にみなすこととしているが、経過措置期間中に 経過措置約款を見直す場合には、どのような方法により経過措置約款を設定するべきか。

論点2:経過措置約款を見直した場合に低圧託送約款の見直しも求めるべきか。また、低圧託送約款を見 直した場合に経過措置約款の見直しも求めるべきか。

◆旧・一般電気事業者が、①小売電気事業と一般送配電事業を兼業する場合、②自主的に分社を行うこと等により兼業しない場合のそれぞれについて整理が必要。

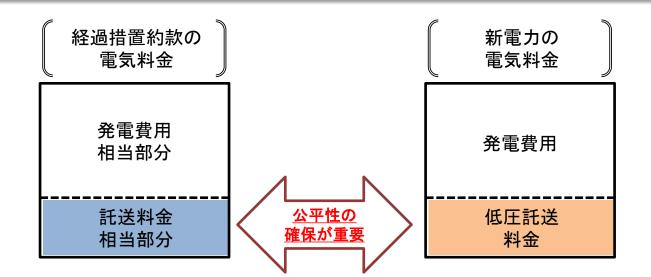
論点3: 低圧託送約款が見直されたことに伴い、経過措置約款を見直す場合の料金設定方法について

- ◆第3回制度設計WGにおいて、「ライセンス制の導入や法的分離の実施も見据えれば、分離を実施した場合には託送料金相当部分について変分改定の導入を検討するなど、より簡素な算定方法を検討することとしてはどうか」とされたところ、経過措置約款の見直しに変分改定制度を導入すべきか。
- ◆論点2と同様、旧・一般電気事業者が、①小売電気事業と一般送配電事業を兼業する場合、②自主的に分社を行うこと等により兼業しない場合のそれぞれについて整理が必要。

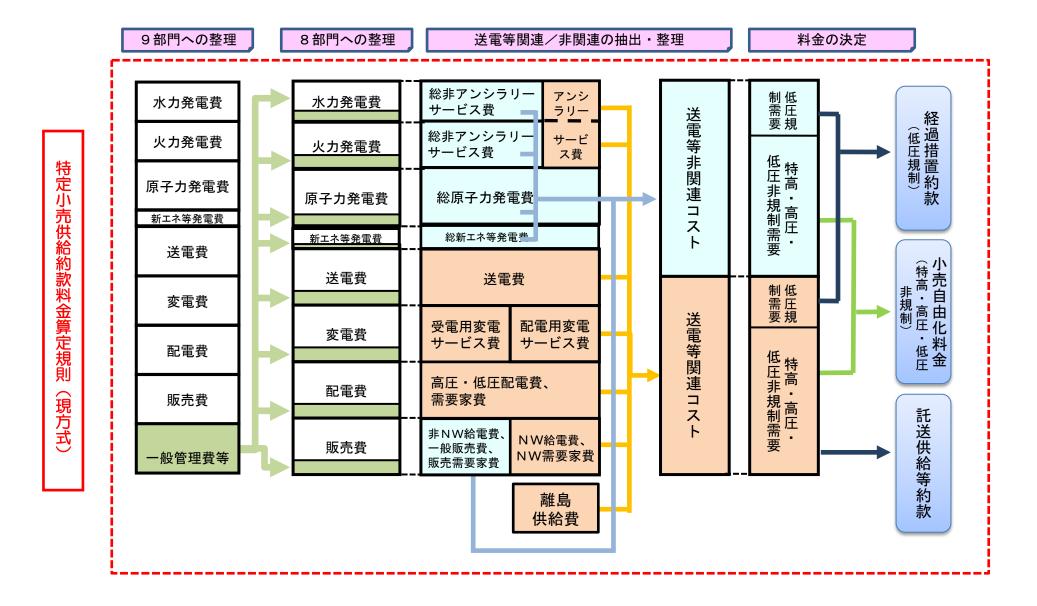
(論点1)特定小売供給約款(経過措置約款)の料金算定方法等について

論点1:特定小売供給約款(経過措置約款)の料金算定方法について【再掲】

- 〇小売全面自由化後は、低圧託送約款が設定されるため、小売電気事業者(旧一般電気事業者)が経過措置約款を見直す場合には、経過措置約款における託送料金相当部分と新電力が支払うこととなる低圧託送料金の公平性の観点が重要である。
- 〇このため、小売電気事業者が、当該事業者の<u>経過措置約款の見直し(認可申請又は値下げ届出)(注)を行う場合</u>には、総原価を算定する現行の方法(現方式)ではなく、以下の新たな料金算定の方法(新方式)により設定することとしてはどうか。
 - ①総原価のうちの低圧規制需要に係る「送電等非関連コスト(発電コスト等)」は現方式と同様に算定した後、低圧規制需要に係る「送電等関連コスト」は認可申請又は値下げ届出時点で公表されている低圧託送約款に低圧規制想定需要を乗じて算定し、これらを合わせた低圧規制需要に係る原価を基に経過措置約款を設定する。(参考1、2)
 - ②認可申請の場合は、公聴会等を経る通常の認可プロセスとする。
 - ③新方式による料金算定は、経過措置約款の見直し(認可申請又は値下げ届出)を行うときから適用することとし、その後の認可申請又は値下げ届出を行う場合にも適用する。
 - (注)電気事業法第19条第6項及び第7項の規定に基づく、賦課金の増加等に対応するための届出は含まれない。

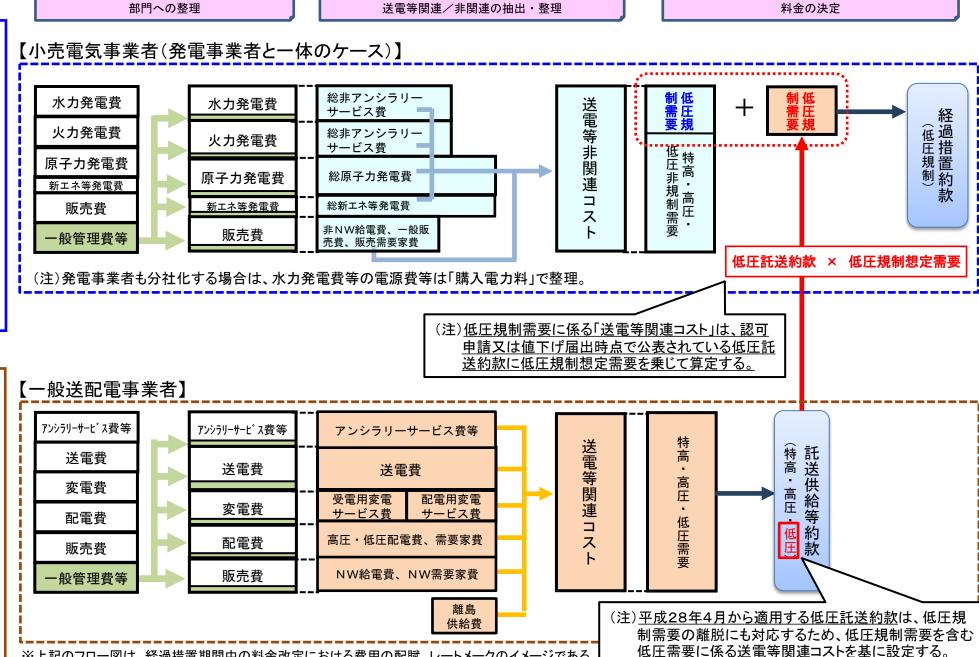


(参考1)現方式による料金算定フローのイメージ



託送供給等約款料金算定規則 (現方式)

(参考2)新方式による料金算定フローのイメージ



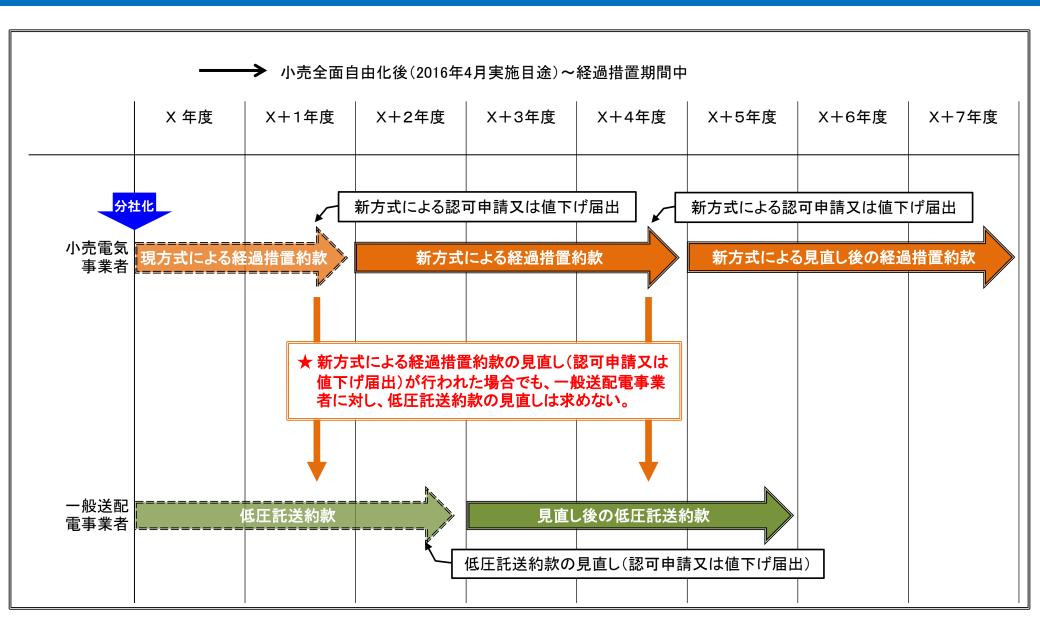
※上記のフロー図は、経過措置期間中の料金改定における費用の配賦、レートメークのイメージである。

(論点2)特定小売供給約款(経過措置約款)の料金算定方法等について

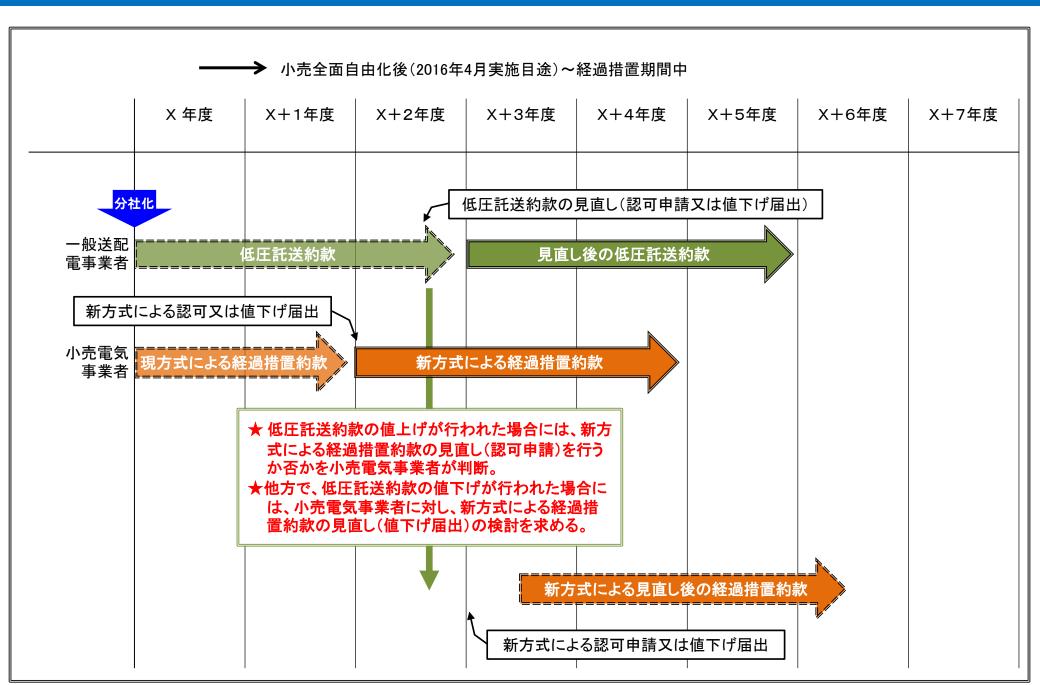
論点2:経過措置約款を見直した場合に低圧託送約款の見直しも求めるべきか。また、低圧託送約款を見直した場合に経過措置 約款の見直しも求めるべきか。【再掲】

- (1)小売電気事業と一般送配電事業を兼業している場合(一貫体制の場合)
- 〇経過措置約款と低圧託送約款は同一の事業者の同一の原価を用いて算定されていることから、いずれかの約款を改定するために原価を見直した場合、当然にもう一方の約款にも影響が生ずることとなる。
- 〇このため、<u>一貫体制の事業者が一方の約款の改定(値上げ又は値下げ)を行う場合には、これまでと同様、もう一方の約款も</u> 同時に改定することを基本とすることが適当ではないか。
- (2)小売電気事業と一般送配電事業を兼業していない場合(別会社の場合)
- ○<u>小売電気事業者が、新方式による経過措置約款の見直し(認可申請又は値下げ届出)を行う場合</u>には、新方式による料金算 定を行うため、別会社である一般送配電事業者の低圧託送約款の原価に影響しないことから、<u>当該約款の見直しは求めない</u> ことが適当ではないか。(参考3)
- 〇<u>一般送配電事業者が、低圧託送約款の見直し(値上げ又は値下げ)を行う場合</u>には、新方式による料金算定を行うため、別会 社である小売電気事業者の経過措置約款の原価に影響することから、<u>以下の整理を基本とする</u>こととしてはどうか。(参考4)
 - ①<u>低圧託送約款の値上げが行われた場合</u>には、小売電気事業者の判断により、<u>新方式による経過措置約款の認可申請を行</u> うことを可能とすることとしてはどうか。
 - ②<u>低圧託送約款の値下げが行われた場合には、小売電気事業者に対し、新方式による経過措置約款の見直し(値下げ届出)の検討を求める</u>こととしてはどうか。(具体的には、現行の経過措置約款の料金水準維持の妥当性に関して小売電気事業者に対し説明を求め、行政において説明の合理性を確認する。当該説明に合理性が認められないと判断した場合には、小売電気事業者に対し経過措置約款の値下げを要請し、自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動する。)

(参考3)新方式による経過措置約款の見直しと低圧託送約款との関係



(参考4)低圧託送約款の見直しと新方式による経過措置約款との関係

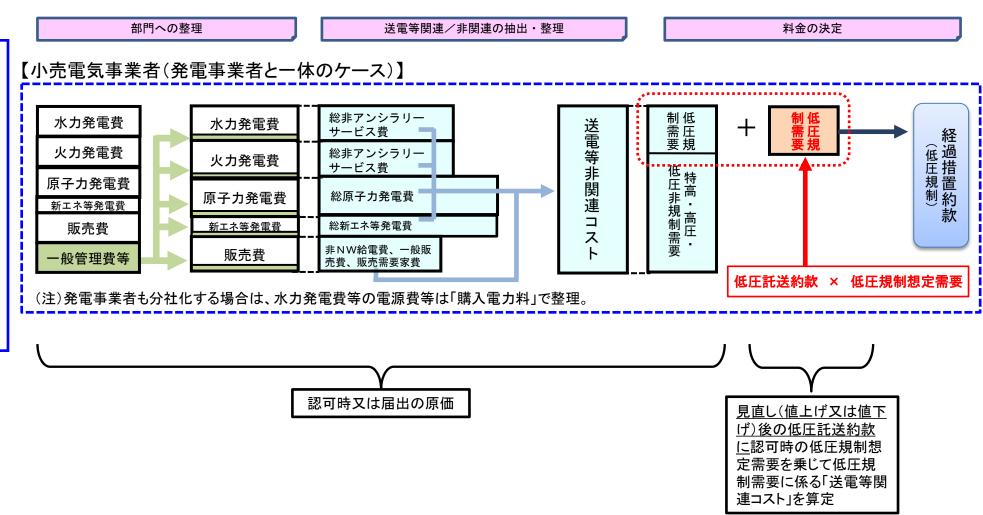


(論点3)特定小売供給約款(経過措置約款)の料金算定方法等について

論点3:低圧託送約款が見直されたことに伴い、経過措置約款を見直す場合の料金設定方法について【再掲】

- (1)小売電気事業と一般送配電事業を兼業している場合(一貫体制の場合)
- ○経過措置約款と低圧託送約款は同一の事業者の同一の原価を用いて算定されていることから、低圧託送約款を改定するために原価を見直した場合、当然にもう一方の約款にも影響が生ずることとなるため、一貫体制の事業者が低圧託送約款の改定 (値上げ又は値下げ)を行う場合には、変分改定は導入しないこととしてはどうか。
- (2)小売電気事業と一般送配電事業を兼業していない場合(別会社の場合)
- ○<u>小売電気事業者が、</u>別会社である一般送配電事業者の<u>低圧託送約款が見直された(値上げ又は値下げ)ことに伴い、経過措置約款の見直しを行う場合には、</u>新方式による料金算定を行うため、別会社である小売電気事業者の経過措置約款の原価に影響することから、<u>当該料金の変動のみを機動的に経過措置約款へ反映させることが可能となるよう、以下の料金改定(変分</u>改定)の仕組みも併せて導入することとしてはどうか。
 - ①総原価のうちの低圧規制需要に係る「送電等非関連コスト」は認可又は届出時の原価とし、見直し後の低圧託送約款に認可 又は届出時の低圧規制想定需要を乗じて低圧規制需要に係る「送電等関連コスト」を算定し、これらを合わせた低圧規制需 要に係る原価を基に経過措置約款を設定する。(参考5)
 - ②認可申請の場合には、公聴会等を経る認可プロセスとする。
 - ③変分改定の導入時期については、新方式による経過措置約款の改定を行う場合に適用する。

〇別会社である一般送配電事業者の低圧託送約款の見直し(値上げ又は値下げ)により、当該料金の変動のみを反映して新方式による経過措置約款の見直しを行う。



5. 料金算定の前提となる事業報酬について

本日御議論いただきたい論点

〇小売全面自由化後のあるべき資金調達の在り方を検討する観点から、規制料金(託送供給等約款料金、特定小売供給約款料金(経過措置料金))算定上の基礎となる、事業報酬の考え方について、以下の点を御議論いただきたい。

論点1: 託送供給等約款の前提となる事業報酬の算定方法について

◆従来、事業報酬は一貫体制を前提として計算されてきたが、ライセンス制の導入や分社化を予定している事業者があることを踏まえ、託送供給等約款の前提となる事業報酬について算定方法を整理する必要がある。

論点2:経過措置期間中における特定小売供給約款の前提となる事業報酬の算定方法について

◆経過措置期間中は経過措置料金(特定小売供給約款料金)にも引き続き料金規制が残るため、経過措置期間中に経過措置料金の改定を行う場合の事業報酬の算定方法を整理する必要がある。

論点3:経過措置期間中に料金改定する会社におけるストック管理の上限額について

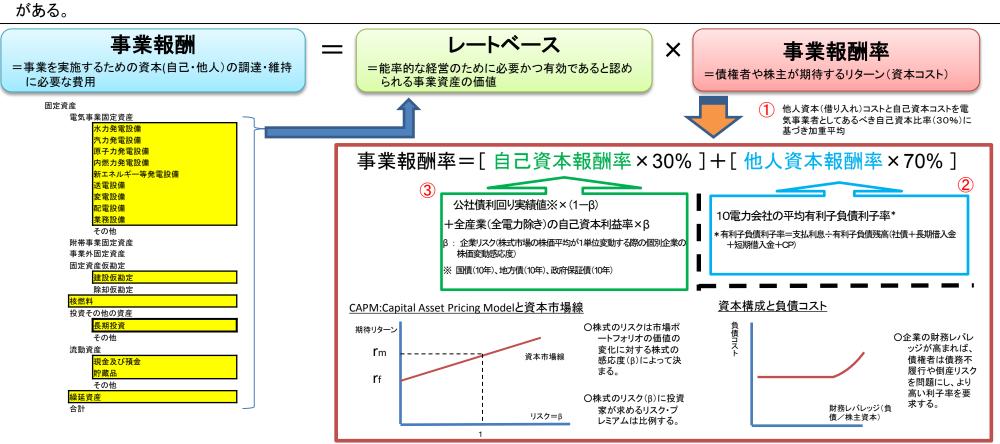
- ◆前回の本WGで議論したように、経過措置料金は事後評価の対象となり、変更認可申請命令の発動基準として、ストック管理が定められることとなるが、その上限額は「事業報酬相当額」とされている。
- ◆経過措置期間中に料金改定を行う会社については、レートベースが発電・小売部分に限定された形で事業報酬額を算出することとなるため、事業報酬相当額が相当程度圧縮されることが想定される。経過措置期間という趣旨に鑑み、事業報酬算出方法の変更に伴うストック管理方式との関係を整理する必要がある。

適正な利潤(事業報酬)とは

- 〇事業を継続的に実施するには、かかる費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要があり、この<u>資金調達に要するコストが「資本コスト」</u>である。「資本コスト」は、銀行等からの借入金や社債発行による「他人資本コスト」と株式の発行による「自己資本コスト」で構成される。電気事業においては、発電、送電、変電、配電等の設備の形成にあたって巨額の資金を要することになるが、電気事業者は、この資金(資本)を調達するためのコストを何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じ、事業を継続することができなくなるリスクがある。
- 〇企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達(他人資本)、②株式の発行等による調達(自己資本)のいずれかの手段により資金調達を行うが、銀行もしくは社債等の債権者にとっては負債利子率、株主にとっては自己資本利益率(自己資本コスト)以上の投資収益率が見込まれれば、企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となる。ため、電気事業法においては、これらの投資収益率(資本コスト)に相当する額を「適正な利潤」(事業報酬)として電気料金による回収を認めている。
- 〇かつては、支払利息、配当金額及び利益準備金を積み上げ、料金原価に算入していたが、各社ごとの資本構成の差 異等によって原価水準に差が出ることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことといっ た点を考慮し、1960年に現在の事業報酬制度を導入した。
- ○1958年の電気料金制度調査会報告書において、「真実かつ有効な資産の価値に対し公正な報酬が与えられるべき」とされているが、現在の審査要領においても同様の考え方が採用されている(レートベース対象の投資について、「電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否かについて審査すること」と確認的に規定)。

(参考)現行の供給約款料金及び託送供給約款料金算定における事業報酬の概要

- 一般的に、電気事業に債権者や株主が期待するリターンを適切に算定する観点から、①他人資本(借入)コストと自己資本コストを電気事業者としてあるべき自己資本比率に基づき加重平均し、②他人資本コストは電気事業者平均の有利子負債利子率の実績を、③自己資本コストは株式市場における電気事業のリスク(β)を踏まえた期待収益率を採用することとしているが、具体的な数字については、認可申請のタイミングで適正性について検証することとなる。
 - ※一般電気事業供給約款料金算定規則(省令)においては、①は自己資本報酬率と他人資本報酬率を3:7とすること、②は全電力会社の平均有利子負債利子率、③は全産業(全電力除き)の自己資本利益率を上限、公社債利回りの実績値を下限として算定した率とされている。
- この報酬率は電気事業者に共通の方法により設定されるため、各電気事業者においては、これよりも低いコストで資金調達した場合には利益として 、内部留保が可能となる効率化インセンティブが働く効果がある。
- なお、一般的には他人資本報酬率に比べ自己資本報酬率が高いが、株式投資のプレミアム(リスク)を反映した結果であり、また、自己資本報酬率を低く設定することは、株主の期待リターンを低下させることになり、株式の発行が困難となるリスクがある。この結果、社債や融資等負債の比率が高まる(財務レバレッジが高まる)と、自己資本比率の低下を招き、電気事業者の事業リスク及び財務リスクが高まることから、金利が上昇するおそれがある。



(参考)事業報酬等の算定方法の比較

※以下は平成23年12月20日第3回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議資料より抜粋

	事業報酬の算定方法	事業報酬率の算定方法
電気料金	【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率 電気事業固定資産(除貸付設備等) + 建設中の資産(建設仮勘定(除建設中利子等)×1/2) + 核燃料資産 + 特定投資 + 運転資本(営業資本(除減価償却費等)×1.5月分 + 貯蔵品等×1.5月分) + 繰延償却資産	自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%
ガス料金	【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率 固定資産(含建設中の資産、除休止設備等) + 運転資本(営業費等(除減価償却 費等)×1.5月分 + 製品、原材料及び貯蔵品) + 繰延資産	自己資本報酬率 × 35% + 他人資本報酬率 × 65% → 平均実績有利子負債利子率 各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除ガス):上限)と公社債利回り実績値 (下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値
鉄道料金 (JR、大手民鉄、 地下鉄)	【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率 - A 前回改定時の平年度3年間の設備投資未達	自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70% 債務実績利子率(法定債務を除く) のグループ別平均の過去5年平均 公社債応募者利回り、全産業平均ROE、配当所要率(11%)の3指標の単純平均の 過去5年平均 ※ROEが公社債応募者利回りを下回る場合には公社債応募者利回りによる
水道料金	【積み上げ方式(一部レートベース方式)】 資本費用=支払利息 + 資産維持費 【支払利息】 企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時 借入金の利息の合計額 【資産維持額】対象資産 × 資産維持率 償却資産額(固定資産-土地-建設仮勘定)の料金算定 期間期首及び期末の平均残高	資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。
(参 考)		

【レートベース方式(※)】 対象事業資産 × 報酬率 正味固定資産+貯蔵品+投資等+運転資本 雷話料金(※)

【正味固定資産】 直近の期首・期末平均正味固定資産実績(項目別)をもとに次期 X値(基準料金指数設定のために用いる生産性向上見込率)適用 期間(3年間) における正味固定資産額を推計

報酬率=上限値(【1】+【2】)と下限値(【1】のみ)の中間値

- 【1】他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利子率
- 【2】自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 ×有利子負債以外の 負債比率 × 国債利回り

〇自己資本利益率の算定にあたっては、①主要企業の平均自己資本利益率又は②資本資産評価 モデル(CAPM)の手法に基づいて 算出された期待自己資本利益率のいずれか低い方を採用。 〇有利子負債利子率についてはNTT東西の社債及び借入金に係る過去5年間における平均利子 率、国債利回りについては過去5年間の平均利子率を用いる。

- ※料金が総括原価(事業費用+事業報酬)に適合するかという点について審査を行うものではなく、一定の料金水準(基準料金指数)を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定可能(上限価 格方式による規制を実施)。
- 格方式による規制を実施)。 (出典:一般電気事業供給約款料金算定規則、一般ガス事業供給約款料金算定規則、JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領、水道料金算定要領、プライスキャップの運用 53 に関する研究会報告書(2009年4月)等)

1. 小売全面自由化後においても、送配電事業に必要な設備の形成には巨額の資金を要することから、託送供給等約款料金に織り込む事業報酬額の算定は、これまでと同様の算定方法(レートベースは送配電事業に係るものに限る)を基本とすべきではないか。その上で、送配電については他部門よりもリスクが低いことを勘案して事業報酬率の算定方法を考慮すべきではないか。

■送配電、発電、小売の各事業の主な特徴

	リスク	投資(資金調達)の必要性
送配電	低 (地域独占あり、料金規制あり(総括原価方式))	大 (送配電網の建設/保守)
発電	大 (自由競争)	大 (発電所の建設・運転、燃料費調達)
小売	大(自由競争、ただし経過措置あり)	小 (保有設備は少ない)

小売全面自由化後における託送供給等約款料金の事業報酬について②

- 2. 事業報酬率を算定する際に用いる自己資本報酬率の採用期間は7年程度(※1)とすると共に、一定期間にわたる「一般電気事業」の事業経営リスク(=β値※2)は、以下の(1)~(3)を踏まえると、当面の間は、原子カリスクが顕在化していない①震災前直近の7年程度の一般電気事業者のβ値、②部分自由化以前の改定(認可)で用いたβ値、③類似の公益企業のβ値を採用する案が考えられるが、引き続き、地域独占が可能となる一般送配電事業者の性質に鑑み、なるだけ直近の電力会社の経営が安定していた状況に近い値となる①を採用すべきではないか。なお、今後の経済情勢の変化や類似の公益企業の状況等次第では、適宜、見直しの検討を行うこととしてはどうか。
- (1) β値の採録期間の長短が事業報酬率に影響を及ぼすため、事業者等の恣意性を排除した客観的な採録期間を設定することが必要であるが、平成24年度以降における一般電気事業者の料金値上げ審査では震災前後で経営リスクに断絶があると考えられた。
- (2) 上場した会社単位であれば、従来通り株式市場から容易に β 値を採録することができるが、分社化を実施せず社内に送配電部門を設置したり、分社化を実施して非上場の独立した送配電会社を設立した場合には、これらに係る β 値の採録ができない。 (ただし、ホールディングス会社が上場すれば、一般電気事業者と同等のレベルで β 値を採録することができる。)
- (3) 一般送配電事業は、引き続き地域独占が残る。
 - (※1)平成9年11月に資源エネルギー庁が制定した「供給約款料金審査要領」において、自己資本報酬率は、全産業(一般電気事業を除く。)の自己 資本利益率を上限とし、公社債の応募者利回り等を下限として適正に算出した率の直近7年間の平均値とする」ことが定められ、平成10年の電気供 給約款変更認可に適用されたもの。
- (※2)全産業株価(TOPIX銘柄)に対する「電力会社」の株価の感応度(一般電気事業の事業経営リスク)であり、市場全体の株式価格が1%上昇する 場合の一般電気事業の株式の平均上昇率をいう。
- ■第3回制度設計WGで行われた事業報酬率に係る議論(概要)
- β 値は震災前と震災後では大きく変わっており、その結果として、震災後は震災前のデータを使ったときより事業報酬率が高くなっている。これは 資本コストが上がったということで、当然かもしれない。しかし、震災後に大きく変わった部分は主には発電部門のはずで、送配電部門について は従来と同じように安定的なものだと思う。つまり、β 値の上昇は発電部門はリスクが大きく、高い資本コストが必要であり、<u>送配電部門は、総括</u> 原価と地域独占に守られているという性質は今までと変わらないという状況になるため、本来なら従来どおりの低い事業報酬率が正しいはず。 規制が託送だけになって、過大な事業報酬率を見込んでもいいのかということはきちんと考える必要がある。
- O3. 11の後の電力株から算出できるβ値は、明らかに原子力の色々な不安定要素を織り込んで高くなっている。<u>送配電だけを取り出した場合、</u> <u>託送料金がコストベースで算定され、かつ競争がないことを考えると、3. 11前の安定的だと市場が認識していた頃の電力株に対する評価を用いることが適切</u>だと思う。もし、<u>現時点で託送料金を算定するときのβ値は何が適切かと言われると、3. 11前の電力株の株価動向から算定するとが適切ではないかと思う。</u>

小売全面自由化後における託送供給等約款料金の事業報酬について③

■震災以前における電力各社の β 値(試算)

	震災前	前2年	震災前5年		震災前	前7年	震災前10年		
電力会社名			2006.3.11~2011.3.11平均		2004.3.11~2		2001.3.11~2011.3.11平均		
	(サンプル数		(サンプル数 1226日)		(サンプル数		(サンプル数 2456日)		
	β値	相関係数	β値	相関係数	β值	相関係数	β値	相関係数	
北海道	0.24	0.30	0.40	0.47	0.39	0.46	0.35	0.45	
東北	0.29	0.36	0.40	0.44	0.39	0.43	0.35	0.40	
東京	0.27	0.32	0.45	0.48	0.43	0.47	0.39	0.41	
中部	0.25	0.31	0.48	0.48	0.45	0.47	0.38	0.41	
北陸	0.33	0.37	0.35	0.41	0.35	0.41	0.32	0.41	
関西	0.23	0.29	0.41	0.45	0.40	0.44	0.37	0.41	
中国	0.28	0.37	0.41	0.50	0.39	0.50	0.36	0.47	
四国	0.33	0.36	0.45	0.51	0.45	0.50	0.41	0.47	
九州	0.24	0.34	0.39	0.46	0.38	0.44	0.35	0.41	
9社平均	0.27	0.34	0.42	0.47	0.40	0.46	0.37	0.43	
沖縄	0.27	0.23	0.43	0.37	0.43	0.36	0.38	0.32	
10社平均	0.27	0.33	0.42	0.46	0.41	0.45	0.37	0.42	

■現時点における電力各社の β 値(試算)

20 - 1 1/1/1 - 00 - 1 0 - 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12											
	①震災後か	ら直近まで	②直近	2年間	③直近5年間						
電力会社名	2011.3.11~2 (サンプル数		2012.9.1~2 (サンプル§		2009.9.1~2014.9.1平均 (サンプル数 1226日)						
	β 値	相関係数	β 値	相関係数	β 値	相関係数					
北海道	0.92 0.40		1.04	0.39	0.77	0.37					
東北	1.22	0.49	1.08	0.45	1.00	0.45					
東京	1.29	0.31	1.23	0.37	1.05	0.29					
中部	0.79	0.44	0.87	0.51	0.67	0.41					
北陸	0.83	0.46	0.90	0.54	0.73	0.44					
関西	0.95	0.40	1.11	0.44	0.78	0.37					
中国	0.86 0.49 1.00 0.46 0.95 0.42		0.98	0.53	0.73	0.46					
四国			1.27	0.52	0.85	0.43					
九州			1.05	0.42	0.79	0.39					
9社平均	0.98	0.43	1.06	0.46	0.82	0.40					
沖縄	0.58 0.43		0.67	0.48	0.50	0.38					
10社平均	0.94	0.43	1.02	0.47	0.79	0.40					

- ■平成 8年以前の改定(認可)における電力会社の β 値 \rightarrow 0.7
- ■平成10年改定(認可)における電力会社の β 値 → 平成2-8年度の7年間:0.6
- ■現在、一般ガス事業供給約款料金を算定する際の自己資本報酬率の算定における β 値は 0.4
- ■現在、通信事業者が接続料金を算定する際の自己資本報酬率の算定における β 値は0.6

3. 他人資本報酬率の設定に用いる「10電力会社の平均有利子負債利子率」については、上記2. の β 値と同様に、「社内の送配電部門」に係る有利子負債利子率を切り出すことが困難であることから、①原子カリスクが顕在化していない東日本大震災以前の、又は②従来通り直近の、「10電力会社の平均有利子負債利子率」を用いることが考えられるが、送配電のリスクは低いと考えられることから①を採用することとしてはどうか。なお、今後の金利情勢の変化等次第では、適宜、見直しの検討を行うこととしてはどうか。

■一般電気事業者10社の有利子負債利子率

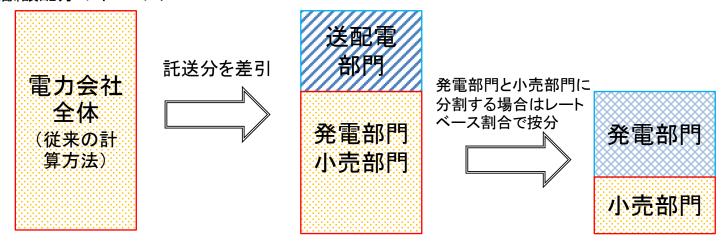
電力会社名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北海道	1.76	1.72	1.61	1.51	1.45	1.35
東北	2.09	2.23	1.93	1.73	1.60	1.71
東京	1.78	1.72	1.54	1.49	1.48	1.46
中部	2.79	1.46	1.46	1.34	1.33	1.31
北陸	1.70	1.69	2.09	1.57	1.49	1.49
関西	1.74	1.65	1.59	1.45	1.39	1.33
中国	1.79	1.71	1.59	1.52	1.39	1.34
四国	1.63	1.48	1.48	1.45	1.35	1.35
九州	1.71	1.71	1.66	1.49	1.38	1.32
沖縄	1.64	1.60	1.44	1.36	1.36	1.35
10社平均	1.92	1.72	1.61	1.49	1.44	1.42

小売全面自由化実施後の経過措置期間中における小売電気事業は、発電設備や送配電設備等のような事業資産を所有しないこと、また、発電事業及び送配電事業と重複して事業報酬を得ることを回避する観点から、以下の方法により算定することとしてはどうか。

<事業報酬額の算定方法(案)>

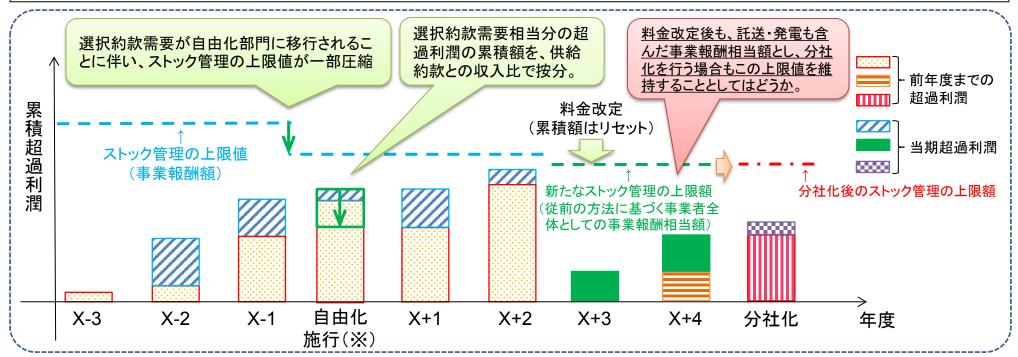
- (1)分社化を実施しない電力会社については、従来と同様の方法により会社全体の事業報酬額を算定し、当該事業報酬額から託送供給等約款料金にかかる事業報酬額を差し引いた残額を発電・小売部門の事業報酬額とする。
- (2)分社化を実施した電力会社(発電・小売部門が一体の会社)についても、従来と同様の方法によりグループ全社の事業報酬額を算定(上場している会社のβ値を用いて事業報酬率を算定の上、グループ全体のレートベースと掛け合わせて算定)し、当該事業報酬額から送配電事業者の託送供給等約款料金にかかる事業報酬額を差し引いた残額に、発電会社と特定小売供給事業者のレートベース割合をそれぞれ乗じて算定を行うものとする。

<事業報酬額配分のイメージ>



経過措置料金のストック管理上限額の取扱い

- 〇原価算定期間終了後の事後評価において、規制部門の電気事業利益率の直近3ヵ年度平均値が、電力会社10社の過去1 0ヵ年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤(=当期 純利益-事業報酬)の累積額がストック管 理の上限値(事業報酬の額)を超えているかどうかが、変更認可申請命令を発動するに至る基準の一つとなっている。
- 〇前回のWGにおいて、小売全面自由化後は、自由化部門の需要に移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門=特定小売供給部門」における事業報酬相当額をストック管理の上限値とし、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を現在の供給約款と選択約款との収入比で按分して圧縮することとされた。
- ○経過措置期間中に料金改定を行う会社については、経過措置料金としての事業報酬相当額は従前よりも送配電部分が(発販分離した会社は発電部分も)圧縮されることとなるが、<u>事業報酬の算定方法の変更によりストック管理の上限額が極端に下がることは制度趣旨に反するため、ストック管理の上限額としては従前の方法を維持する(例えば、送配電・発電も含んだ旧一般電気事業者全体としての従前の方法に基づく事業報酬相当額の特定小売供給約款分を上限額とする)こととしてはどうか。</u>
- ※なお、託送料金のストック管理上限額の取扱いについては、引き続き検討する。



※ここでは、現行の供給約款を特定小売供給約款にみなす場合を想定。

※仮に、自由化施行のタイミングで特定小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

6. 離島供給約款に係る論点について

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一~七 (略)

- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供 給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい<u>、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業</u>(発電 事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。
- イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。)</u>を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。口において同じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。)
- 口 <u>その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離</u>島供給」という。)

九~十七 (略)

(離島供給約款)

- 第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業 大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款(以下この条において「離島供給約款」という。)以外の供給条件により離島供給を行ってはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。
- 3 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、そ の離島供給約款を変更すべきことを命ずることができる。
 - ー 料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。
 - 二~五 (略)
- 4 (略)

<u> 論点1</u>

小売全面自由化当初の離島供給約款における料金メニューについて

論点2

本土並みの料金水準を担保するために小売電気事業者から求める情報について

(論点1) 小売全面自由化当初の離島供給約款における料金メニュー

- 〇小売全面自由化実施後は、離島の需要家への電気の供給は、基本的には※、一般送配電事業者が当該エリアの本土において小売電気事業者が設定する小売料金の水準と同程度となるように定める離島供給約款により、一般送配電事業者によって行われることとなる。
- ※離島において小売電気事業者が自由料金により供給を行うことも可能だが、構造的にコストが高いため、小売電気事業者の参入はあまり想定されない。
- 〇小売全面自由化実施までは、低圧需要に対する料金メニューは、現行の一般電気事業者が設定する供給約款及び選択約款しか存在しないところ、一般電気事業者が小売全面自由化実施前に事前に届出を行う<u>離島供給約款の低圧需要に対する料金メニューについては、</u>離島の需要家の利便性を低下させないため、<u>その時点で一般電気事業者が設定している供給約款と選択</u>約款の料金メニューの全てを設定することとしてはどうか。
- 〇また、離島供給約款の特高・高圧需要に対する料金メニューについては、事前届出を行う時点で一般電気事業者が自由化部 6 門における標準メニューとして公開している電気需給約款の料金メニューを設定することとしてはどうか。

改正電気事業法 附則 抜粋

(離島供給に係る約款の届出等に関する経過措置)

- 第十一条 一般電気事業者は、その供給区域内に離島(当該一般電気事業者が営む一般電気事業を一般送配電事業とみなした場合に新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島に該当するものをいう。次項第一号において同じ。)があるときは、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新電気事業法第二十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(次項の規定による命令があったときに限る。)も、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 <u>料金の水準がその供給区域(離島を除く。)において小売電気事業者(新電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。附則第二十三条第四項において同じ。)により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度のも</u>のであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する 費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島供給約款により電気の供給を受ける者の利益 を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。
- 3~6 (略)

(参考)一般電気事業者(例:東京電力)の供給約款・選択約款・需給約款の料金メニュー63

圧	低圧								高	圧			特別	高圧	
用途		電灯				電力		業務用	産業用	農事用	臨時電 力、	業務用	産業用	農事用	臨時電力、
	定額電灯	従量電灯	公衆 街路 灯	臨時電 灯、そ の他	電力	農事用電力	臨時電力、 その他				その他				その他
メ ニ ュ ー	定額電灯	従量電灯 A~C	公衆 街路 灯 A·B	臨時電 灯 A~C	低圧電力	農事用電力	臨時電力	業務用電力	高圧電 力	農事用電力	臨時電 力	特別高 圧電力 A	特別高 圧電力 B	特別高 圧農事 用電力	特別高 圧臨時 電力
		季節別時間帯別電灯			低圧高負 荷契約	農業用 低圧季 節別時 間帯別 電力	深夜電力 (A·B)	業務別 季節間帯 別電力	高圧季 節別帯別 電力		予備電力	特別 所 所 時間 帯別 カA	特別 所 所 明 明 明 明 明 明 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		特別高 圧予備 電力
		ピーク抑制型季節別時 間帯別電灯					融雪用電力				自家発 補給電 力A・B				特別高 圧自家 発補給 電力A・ B
		曜日別電灯													
		低圧高負荷契約													
		時間帯別電灯 · [夜間8時間型] · [夜間10時間型] ※水色のセ		のセル	レは選	択約款	款メニ	<u> </u>							
		・[朝得プラン] ・[夜得プラン] ・[半日お得プラン]													

※上記の選択約款の他、「口座振替割引」「一括前払契約」「低圧蓄熱調整契約」が存在。

- 〇小売全面自由化実施後においては、小売電気事業者は全ての需要家に対し、原則として*、自由料金により供給を行うことが可能となるため、送配電事業者は、離島供給約款を定めるために必要となるエリア本土の小売料金の水準について関知することが困難になる。
 - ※みなし小売電気事業者が行う経過措置約款による供給については、経過措置期間中、料金規制の対象となる。
- 〇このため、国は小売電気事業者に対し、エリア本土の料金水準を把握する観点から、少なくとも以下のような情報について電事法に基づく報告徴収を行い、個別の小売電気事業者の料金単価の設定が特定されないなど配慮した上で、エリア本土の小売料金の水準について、以下のように送配電事業者に対して情報公開することとしてはどうか。

【報告徴収の範囲】

国は、当該エリアにおける販売電力量シェアが一定規模以上の小売電気事業者(例えば、当該エリアにおける販売電力量シェアが5%以上の小売電気事業者など)に対して、報告徴収を実施する。

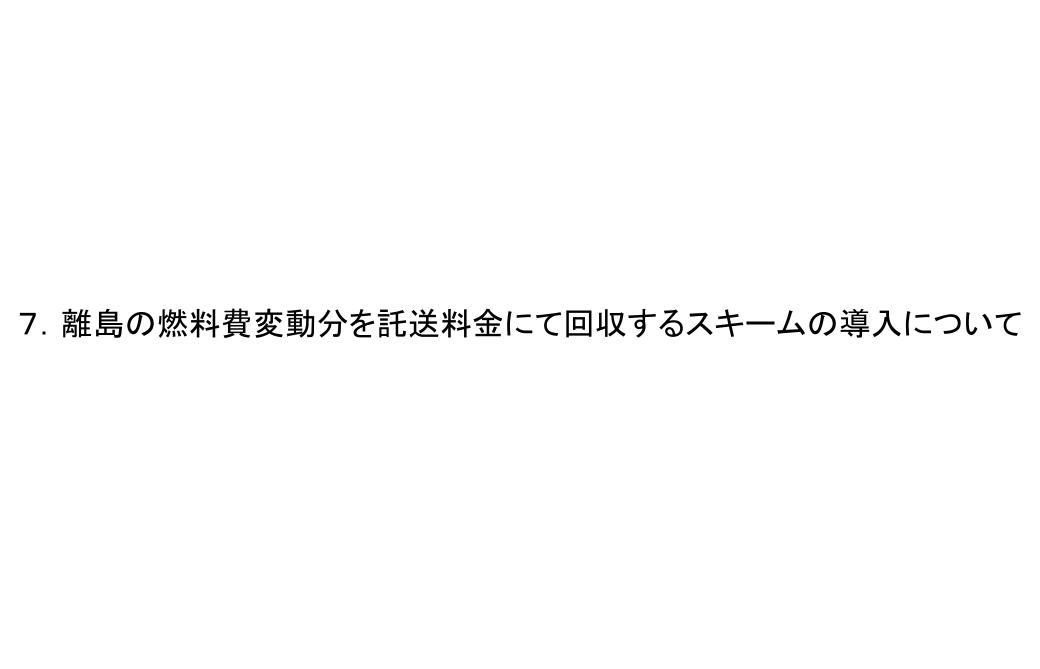
【報告徴収の内容】

国は、上記の小売電気事業者に対し、電圧別(低圧・高圧・特別高圧)×用途別(電灯・公衆街路灯・電力・ 農事用電力・業務用電力・産業用電力等)に、当該エリアにおける売上げ高、販売電力量、実際に供給して いる料金メニューのリスト及び当該メニューにより供給を行っている需要家数について、報告徴収を行うこと とする。

【国による公開】

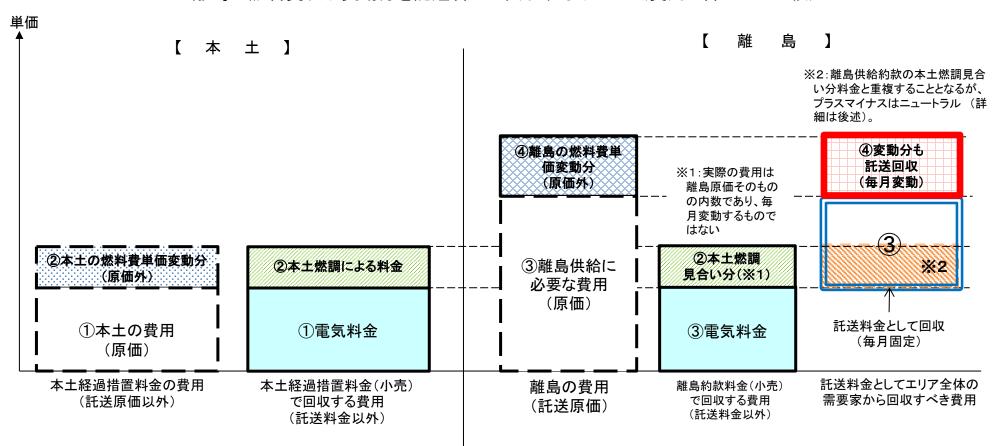
国は、エリア毎に、電圧別×用途別の①平均的な料金単価・②当該区分における主要な料金メニュー体系 (個別の料金単価の設定までは公開しないことを想定)を公開することとする。

→送配電事業者はこれらの情報を元に、料金水準が本土並となるように、離島供給約款を作成し、届け出る。(国は離島供給約款の料金水準が本土並みであるかについて、これらの情報を元に確認を行う。)



- ○一般送配電事業者は、需要家保護の観点から、離島の需要家に対しユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行う義務を負っている。そのためには、離島における供給コストのうち、離島供給約款で小売料金として回収するコストを超える部分は、託送料金として一般送配電事業者のエリア内の需要家全てで広く薄く負担する必要がある。
- 〇離島における電源は、火力が主体である(需要規模、周波数調整などの運用面の制約を理由として主に内燃力発電であり、重油を燃料としている)。したがって、離島供給のための燃料単価の変動については、本土の電気料金と同様、燃料費調整制度を準用し、託送料金としてエリア内の需要家から回収する仕組みを設ける必要がある。

<離島の燃料費及び変動分を託送料金で回収するイメージ(費用と料金との比較)>



○電力システム改革専門委員会報告書(2013年2月)抜粋

- 3. 自由化に対応した需要家保護策等の整備
- (2)離島の電気料金の平準化の措置(ユニバーサルサービス)

主要系統に接続していないことから構造的に高コスト供給とならざるを得ない離島は、料金規制の撤廃により電気料金が上昇するおそれがある。このため、離島の料金が平均的な水準から乖離することが無いよう、需要家全体の負担を原資として適切に算定された補填金により、**離島でも他の地域と遜色ない料金水準で電力供給がなされる仕組み(ユニバーサルサービス)を設ける必要がある。**

ユニバーサルサービスの担い手については、最終保障サービスと同様に、自由競争分野において対等な競争条件を確保し、小売事業者間の競争を促進するという観点を重視し、エリアの送配電事業者を担い手とする。(より効率的に供給することができる小売事業者がいる場合には、これを排除するものではない)。

また、各エリア内の離島の数にばらつきがあるため、ユニバーサルサービスを提供するための補填金の負担を全国一律で行うのか、エリアごとに行うのかが論点となるが、**現行の料金水準からの変動を最小限にするため、エリアごとに補填額を算定し、エリアごとに託送料金に上乗せして回収する方法とすることとする。**この方法であっても、各エリア内での小売事業者間の競争には中立的であり、競争上の問題はない。

〇第2回制度設計WG資料(抜粋)

離島供給約款(仮称)

- ◆主要系統に接続しておらず、構造的に供給コストが高くならざるを得ない離島の需要家に対して、エリア内の他の地域と遜色のない料金水準で 電気の供給を行うための料金その他の供給条件について定めるもの。
 - ※参入全面自由化実施後、第1種送配電事業者に対しては、離島ユニバーサルサービスの提供義務を課す。
- ◆離島供給約款(仮称)は、第1種送配電事業者がエリア内の小売電気事業者の料金メニュー等を参考に作成・公表。
- ◆離島供給約款(仮称)の届出を受けた国(経済産業大臣)は精査を行い、料金水準が著しく不適切な場合等必要に応じて変更命令を発動。
- ◆国は精査に必要な情報について、必要に応じて電気事業者に対する報告徴収等を活用して取得。また、継続的に小売電気事業者の料金メニュー・供給量等を把握し、離島供給約款(仮称)の適正性を確認。
- ◆離島への供給により不可避的に発生する赤字については、エリアごとに託送料金で薄く広く回収することとなるが、これは託送供給約款を作成する際に、あわせて離島供給にかかるコストを算定し、回収に必要な費用を原価に織り込むことで回収。あわせて、国は事後評価を厳格に行い、必要に応じて離島供給約款(仮称)や託送供給約款の変更を命令。
- ◆業務効率化の観点から、入札等を通じて第1種送配電事業者が小売電気事業者に業務を委託することは排除しない。

(論点1)基本スキーム(燃料構成と上限額)について

- 〇離島の燃料費変動分を託送料金で回収するスキームの対象となる燃料は主に重油となり、現在の制度に準じて貿易統計 (原油)の価格を用いて燃料費調整単価を算定し、使用電力量に応じて各需要家が負担することとなる。
- 〇現在の燃料費調整制度が「原油」、「LNG」、「石炭」などの電源構成を基に算定するのに対して、離島の場合は主に「原油」で 算定することから燃料価格変動の影響をより受けやすくなるが、離島における供給に必要となる燃料費の絶対額はそもそも それほど大きくなく、離島需要家を含むエリア内の需要家全体で負担するスキームとなるため、個々の需要家の負担額も必 ずしも大きいものとはならないと想定される。
- 〇したがって、離島の燃料費変動分を託送料金で回収するスキームにおいても、現在の燃料費調整制度に準じた制度を適用することで良いか。また、現在の燃料費調整制度で適用している基準燃料価格の1.5倍までを上限として需要家に電気料金として負担を求めている点についても、エリア全体で負担することから現在の燃料費調整制度と同様とすることで良いか。

【参考】エリア全体の負担額についての試算(離島を多く有する九州電力の例)

九州電力の販売電力量(平成25年度実績) 約900億kWh、そのうち離島分が9億kWh(全体の1%)

同社の平成25年10月分の燃料費調整単価 111銭/kWh(低圧)=約1.1円/kWh

離島を含むエリア全体での離島分としての負担額 9億kWh×1.1円/kWh=9.9億円

低圧需要家(平均モデル300kWh)の負担額 9.9億円/900億kWh×300kWh=3.3円(一月あたりの負担額)

(論点2)離島の燃料費変動分を託送料金で回収するスキームの設定の自由度について

- ○エリア内に離島を有しているが、離島での需要が少ない会社においては、離島の燃料費変動分を託送料金で回収するスキームを導入したとしても、離島の燃料費変動の調整単価が恒常的に1銭/kWh(四捨五入)に満たないような場合には、制度を導入しても需要家への請求が発生しないこととなるため、そのような場合には本スキームを設定しないことを一般送配電事業者が自由に選択できることとすべきではないか。
- ○ただし、本スキームを途中から新たに設定する場合は、エリア内需要家の負担が増加する可能性が生じるため、託送供給等 約款の認可申請を必要とすべきではないか。

(参考)現在の燃料費調整制度について

- ①燃料費調整制度は、<u>料金改定時に前提とした燃料消費数量(固定)に対応する燃料価格の変動影響を料金に反映する制度</u>。全日本平均の輸入燃料価格(原油・LNG・石炭の貿易統計価格(全日本CIF価格※))の変動に応じ、毎月、電気料金を自動的に調整する。※為替レートの変動も織込済
- ②燃料費調整制度では、電源構成の変化により、<u>火力発電の燃料消費</u> 数量が増えたことに伴う火力燃料費の増加は、毎月の電気料金には 反映されない。
- ③したがって、火力発電の燃料消費数量が増えたことに伴う火力燃料費の増加分を電気料金に反映するためには、値上げ認可申請が必要。 ※これに伴い、燃料費調整の前提諸元も見直しとなる。



火力発受電電力量

【燃料費調整制度に基づく電気料金の算定】

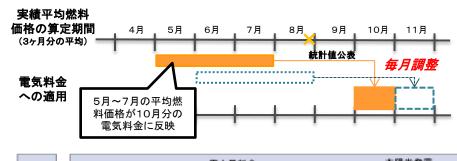
①料金改定時に基準平均燃料価格※1及び基準単価※2を算定

●基準平均燃料価格※1

原油、LNG、石炭の貿易統計価格(料金改定申請時の直近3ヶ月分) を基に、各社火力発電における燃料ごとの比率を勘案して算定した 原油換算値1kLあたりの平均燃料価格。

●基準単価※2

- ・平均燃料価格が1,000円/kL変動した場合の、販売電力量1kWhあたりの単価。
- ・料金改定申請時に、火力発電の燃料消費数量(原油換算kL)と、総販売電力量から算定。
- ②毎月、実績平均燃料価格と基準平均燃料価格の差額(変動額)を 算定し、当該変動額と基準単価から燃料費調整単価を算定
- ③燃料費調整単価をもとに電気料金を毎月、自動的に算定





離島の燃料費変動分を託送料金で回収するスキームについての論点②

(論点3)離島供給に関する収支管理の必要性(離島の燃料費変動分を託送料金で回収するスキームを導入しない事業者も対象)

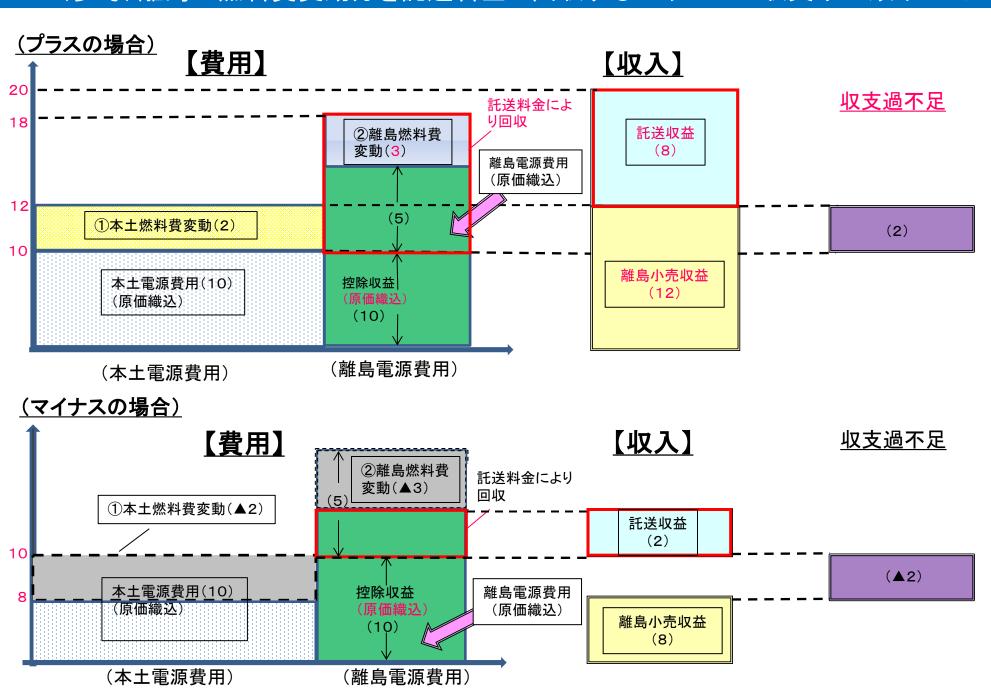
○離島ユニバーサルサービスにおいては、フォワードルッキングにより想定した離島費用と離島収入の差し引きにより補填額を 算定するため、実績年度においては様々な要因により原価実績差が生じることになる。

【参考】費用及び収入の変動要因

- <費用> 燃料価格・電源構成・販売電力量等の変動による燃料費の変動、販売費の変動 など
- 〈収入〉本土燃調単価・需要構成・販売電力量等の変動による電灯電力料の変動など
- 〇原価実績差のうち、離島供給に要する燃料費の燃料価格変動分については、本スキームを用い、託送料金によってエリア内需要家全員で負担することとなる。また、その際、本スキームにおいては、離島小売料金における本土燃調見合い分の費用との関係において、原価上の控除収益調整を行わないことを理由として託送料金で回収する費用との二重回収・不足(収支不一致)が生じる可能性がある。
- 〇したがって、離島供給に要する費用については、託送料金によりすべての需要家に負担を求めることから、一般送配電事業者に対し、 託送収支全体の管理とは別枠で、離島に関する収支のみ別枠で管理することを求めるべきではないか。また、その際、適切な情報公 開の観点から、先述の収支不一致部分を明らかにすることも求めるべきではないか。

【※収支不一致の詳細については、以下の内容と次頁を参照】

- ・託送原価について、離島における電気料金を本土並み(本土ドミナント事業者を指標)とする前提で、託送原価の控除収益を次頁(費用)の本土 電源費用と同等とする。その場合、控除収益が「10」となり、離島全体での電源費用「18」との差額8が託送で回収する費用となる。
- ・本土燃調がプラスの場合、本土燃料費変動「2」に相当する分が、託送料金と離島需要家に適用する小売料金の両方で徴収されることとなることが二重取りと言われる。(次頁上図)
- ・本土燃調がマイナスの場合、離島電源費用「10」に対して、離島需要家からの小売料金収入が「8」となり、その差「2」が収入減となる。(次頁下図)



8. 最終保障供給約款に係る論点について

最終保障供給約款に係る論点について

改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一~七 (略)

- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、<u>当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業</u>(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。
 - イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。口及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。口において同じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。)

口(略)

九~十七 (略)

(最終保障約款)

- 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 (略)
- 3 <u>経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、</u> その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。
 - 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 二 一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担 の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 四 <u>社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるも</u> のでないこと。
- 4 (略)

論点

最終保障供給約款における料金メニューはどのようなものを設定すべきか

- 〇小売全面自由化の実施後、誰からも電気の供給を受けることができない需要家に対しては、一般送配電事業者が最終保障供給約款に基づき、電気の供給を行うこととなる。
- 〇他方、電力システム改革専門委員会報告書においては、「あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。」とされている。
- 〇このため、<u>最終保障供給約款の料金メニューについては、</u>現在一般電気事業者が作成している特別高圧・高 圧の需要家に対する最終保障約款と同様、<u>一般送配電事業者が最終保障供給に要するコスト等を勘案し、説</u> 明責任を果たしつつ、自ら設定することとしてはどうか。
 - ※経過措置期間中においては、経過措置約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が行われることから、最終保障供給約款には 高圧・特別高圧需要に応ずるためのメニューのみが設定されることとなる。
 - ※現行の最終保障約款においては、一般電気事業者が設定している標準メニューの2割増しの料金が設定されている。

(参考)電力システム改革専門委員会報告書

あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障 サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。このため、送配電事業者の責任や業務の 範囲が無制限に拡大しないよう配慮した適切な制度設計(効率的な担い手への委託を可能とする等)が必要である。